

令和5年度 第1回 一関市地域福祉計画推進会議

日時 令和5年8月29日(火) 14:00～16:00

場所 一関市総合福祉センター 3階大会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 協 議

(1) 副会長の選出について

(2) 第2期一関市地域福祉計画に係る令和4年度実績及び令和5年度計画について

資料No.2、参考資料1

(3) その他

4 その他の配布資料

参考資料2

5 閉 会

その他の配布資料

- 第2期一関市地域福祉計画の概要 資料No.1

一関市地域福祉計画推進会議委員 名簿

令和5年8月29日現在

区分	団体等	職	氏名	備考
1			都築 光一	
2			長岡 浩一	新 R5.8.10~
3			菊地 光伸	新 R5.8.10~
4			佐々木 裕子	
5			菅原 仲子	
6			小岩 正樹	新 R5.8.10~
7			菅原 隆	
8			皆川 富雄	
9			葛西 信昭	
10			渡部 俊幸	
11			佐藤 昌悦	
12			及川 たい子	
13			木村 静恵	
14			須藤 松雄	新 R5.8.10~
15			菊地 ワ力子	
16			佐藤 清子	
17			千葉 一男	
18			千葉 哲夫	
19			及川 忠	
20			橋本 溫子	

○一関市地域福祉計画推進会議設置要綱

平成28年5月31日

告示第146号

改正 令和2年3月31日告示第115号

(設置)

第1 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に関し、広く意見等を聴くため、一関市地域福祉計画推進会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び変更に關し意見を述べること。
- (2) 計画の推進状況に対する評価及び提言に関するここと。
- (3) 社会福祉法人が行う地域公益事業に關し法第55条の2第6項の規定により意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項に関するここと。

(組織)

第3 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 福祉団体等の関係者
- (3) 市民活動団体の関係者
- (4) 公募に応じた者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5 会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8 会議の庶務は、保健福祉部長寿社会課において処理する。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか、会議の運営に關し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

第2期一関市地域福祉計画の概要

1 背景

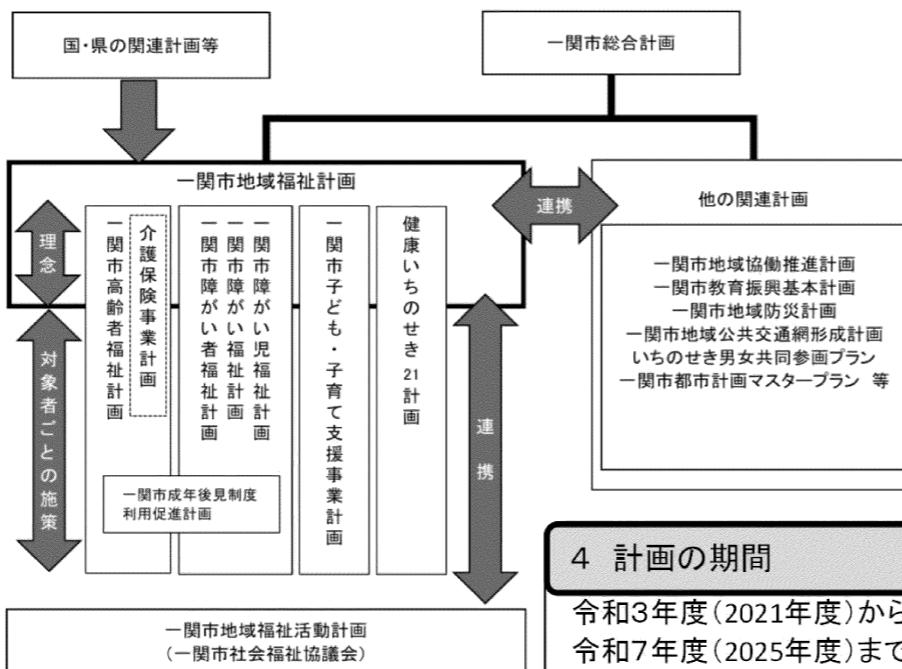
- 少子高齢化やライフスタイルの多様化などにより、家族のもつ様々な役割の弱体化や市民相互のつながりが希薄化。
- 社会経済情勢の急激な変化により、生活不安やストレスの増大。自死や家庭内暴力、児童・高齢者虐待、引きこもりなどの社会問題。
- 様々な分野の課題が絡み合い「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」している。(8050問題やダブルケアの問題)
- 社会福祉法で地域福祉の推進と市町村地域福祉計画の策定を規定。

2 目的

- 多様化する地域福祉の課題に対応した、福祉サービスの充実。
- 市民や福祉事業者などの積極的な参画により、協働による支え合いや助け合いを推進する取り組みの基本の方針・方向性を示し、みんなが安心して暮らせるまちづくりを目的として策定するものです。

3 計画の位置付け

- 本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。
- 「一関市総合計画」を上位計画とし、保健福祉分野の施策を推進するための基本計画です。
- 「一関市高齢者福祉計画」、「一関市障がい者福祉計画」、「一関市子ども・子育て支援事業計画」、「健康いちのせき21計画」など対象ごとの個別計画を策定しており、それぞれ分野固有の施策については、各計画に基づいて推進します。
- 「一関市地域協働推進計画」や一関市社会福祉協議会で策定した「一関市地域福祉活動計画」など関連する各計画と連携しながら本計画を推進します。



4 計画の期間

令和3年度(2021年度)から
令和7年度(2025年度)までの5年間

5 地域福祉を推進するための担い手とそれとの役割

- 地域福祉の推進にあたっては、市民や福祉事業者、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担うとともにお互いの協働により進めることができます。
- **市民(市民、地域活動団体、企業など)** 福祉サービスの利用者であることと併せ、地域福祉の担い手でもあることの理解を深め、積極的な参画が期待されます。
- **福祉事業者(福祉サービス事業者)** 多様なニーズに対応し、良質かつ適切な福祉サービスの提供、利用者の権利擁護と、利用者の立場に立った福祉サービスの確保に努め、地域での生活を支援することが期待されます。
- **社会福祉協議会** 「地域福祉活動計画」を推進する中で、様々な分野で大きな役割を担うことが期待されます。
- **行政** 市民、福祉事業者、社会福祉協議会との協働により本計画を推進します。地域福祉のニーズ把握に努め、福祉サービスの利用促進と体制整備を図ります。

6 各種計画に共通する考え方

- **地域共生社会の実現** 地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らし生きがい、地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現のため、地域住民相互の支え合いの体制づくりや関係機関の連携による「包括的な支援体制」の構築に取り組みます。
- **SDGsの推進** 本計画の基本理念は、SDGsの理念「誰一人取り残さない」と重なり合うことから、SDGsを福祉的側面から推進します。
- **新しい日常の推進** 感染症に備えた対策を常に意識していく「感染症との共存」や「新しい技術や新しい視点を活用した「新しい日常」の推進」などに取り組んでいきます。
- **情報通信技術(ICT)の活用** 福祉サービスに限らずあらゆる分野において、情報通信技術(ICT)の活用により、業務の効率化や人材不足の解消が期待できるところから、その活用を検討し取組を進めていきます。

7 計画の基本的な考え方・施策の展開

基本理念 誰もが支え合い みんなが安心して暮らせるまちづくり

基本目標

1 地域福祉を担う人づくり

地域福祉の推進は、地域づくりやそのための人づくりともいえます。一人ひとりが地域の一員としての自覚を持ち、地域や人を思いやる心を育みなながら、地域福祉を担う人づくりを推進します。

施策展開の方向性

(1) 福祉教育の推進

(2) 共に参加する意識の向上

(3) 地域福祉を担う人材の育成と次世代の参加促進

2 共に支え合う地域づくり

様々な協働の形をつくり、行動することによって、支え合いの仕組みが実践される住み良い地域づくりを推進します。

新規

(1) 地域福祉の担い手のネットワークづくり

(2) 地域とつながり続ける関係づくり

(3) 協働による身近な地域の支え合い

新規

(4) 社会福祉法人間の連携の充実

(5) ボランティア・NPOの活動支援

3 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり

福祉サービスの充実を図り、支援を必要とする人が、適かつ確実に福祉サービスを受けられるとともに、サービス利用者の権利が尊重され、必要なサービスが利用しやすい仕組みづくりを推進します。

拡充

(1) 相談体制の充実

(2) 権利擁護の充実

(3) 保健・医療・福祉・介護など各分野の連携推進

(4) 生活困窮世帯への自立支援

(5) 災害時の避難行動要支援者の支援

(6) 社会福祉事業を担う人材の確保・育成

8 重点取組項目

○ 相談体制の充実

- ① 住民が抱える複雑化・複合化する課題を、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制により受け止める体制の整備に努めます。
- ② 市民の身近な相談者である民生委員・児童委員との連携を推進し、個々の事情に合わせた情報の共有や適切なサービスが提供されるよう努めます。

○ 権利擁護の充実

- ① 権利擁護支援の中核的な役割を担うための地域ネットワークの構築を進めます。
- ② 認知症の人や障がい者等が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を送るため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進に向けた啓発に努めます。

○ 社会福祉法人間の連携の充実

- ① 社会福祉法人が行う「地域における公益的な取組(地域貢献の取組)」を推進します。
- ② 地域の課題解決に社会福祉法人が共同して対応するため法人間の連携を推進します。

9 計画の周知・普及

- 広報、ホームページ等で周知を図ります。
- 市民を対象とした懇談会等を開催し、地域福祉の考え方や本計画の目指す理念や取組について、周知・普及を図ります。

10 計画の推進と点検・評価

知識経験者、福祉団体、市民活動団体、公募した市民などで構成する一関市地域福祉計画推進会議において意見交換を行い本計画を推進します。また、本計画の進捗状況等については、推進会議や懇談会等での意見、各種調査、府内関係部署並びに関係機関と連携し、定期的に点検・評価を行います。

基本理念：誰もが支えあい みんなが安心して暮らせるまちづくり

基本目標	施策展開の方 向性	施策の展開	区分	それぞれの役割	令和4年度実績	令和4年度事業 (事業名を入力)	令和5年度計画	令和5年度事業 (事業名を入力してください)
1 地域 福祉 を担 う人 づ くり	(1) 福祉 教育 の推 進	① 家庭や地域、職場などにおいて、様々な機会を捉え、交流や体験機会を充実させ、福祉に関する知識の普及など福祉教育を推進します。 ② 子どもが高齢者や障がい者と交流し、ふれ合うことは、お互いを理解し、支え合う心を育むことにつながることから、教育・保育施設等や学校で、高齢者や障がい者などの交流機会の充実に努めます。	市民 福祉事業者 社協 行政	① 地域、職場等で、高齢者や障がい者との交流を通じた学習機会の充実に努めます。 ② 家庭において、福祉について話し合う機会をもらします。 ① ボランティアの受け入れや体験学習の場を提供します。 ② 福祉教育の実施に際し、学校と地域、関係機関のつなぎ役を担い、プログラムの企画や講師・体験学習の場の調整、発表の場づくり、福祉教育の相談・助言を行います。 ① 教育・保育施設等や学校で、高齢者や障がい者との交流機会の拡充や福祉教育を推進します。 ② 地域づくり、生涯学習等の各分野と連携し、講座等への参加を呼びかけます。 ③ 社会福祉協議会等と連携し、各種講演会、学習会などを開催します。	【児童保育課】 ■ 新型コロナ感染症の流行下でありながらも、各児童保育施設の創意工夫により、高齢者や障がい者との交流を実施した。(件数:延べ21件) 【長寿社会課】 ■ 将来を担う高校生が、地域の一員としての自覚を持ち、地域や人に思いやる心を育みながら、自分の住んでいる地域や、地域福祉の課題を考えることを目的に、東北福祉大学の協力により「高校生を対象とした地域福祉ワークショップ」を開催した。(市内3校から12人が参加) 【福祉課】 ■ 一関保健福祉環境センターによる、市内小学校を対象とした障がい者理解出前授業が毎年開催されており、福祉課でも職員の派遣等に協力した。 【学校教育課】 ■ 「総合的な学習の時間」及び「学級活動」等において、各校教育課程に「障がいのある者との交流」「高齢者との交流」福祉施設への訪問」「保育体験」等の活動を位置付け、計画。 ※新型コロナ感染症対策のため、高齢者施設や障がい者施設、保育施設等の訪問が制限されたため、多くの学校で実施を見送	【福祉課】 ■ 障がい者理解出前授業(主催:一関保健福祉環境センター)	【児童保育課】 ■ 各児童保育施設において、高齢者や障がい者との交流の機会を確保するための事業を実施する。(実施予定件数:21件) 【長寿社会課】 ■ 「高校生を対象とした地域福祉ワークショップ」を開催する。(12月頃を予定) 【福祉課】 ■ 一関保健福祉環境センターによる、市内小学校を対象とした障がい者理解出前授業が毎年開催されており、福祉課でも職員の派遣等に協力する。 【学校教育課】 ■ 「総合的な学習の時間」及び「学級活動」等において、各校教育課程に「障がいのある者との交流」「高齢者との交流」福祉施設への訪問」「保育体験」等の活動を位置付け、計画。	【福祉課】 ■ 障がい者理解出前授業(主催:一関保健福祉環境センター)
	(2) 共に 参加する 意識の 向上	① それぞれが抱える課題について、自分のこととして考える気持ちを育むことが大切であり、当事者や関係団体等を交えて、お互いを理解し、社会参加する意識を高めます。 ② 高齢者や障がい者の社会参加の促進に向けて、制度的、心理的なバリアを取り除きながら交流活動を推進し、誰もが地域で役割を担える関係づくりを支援します。	市民 福祉事業者 社協 行政	① 障がいの有無や年齢に関わりなく、お互いを尊重する気持ちを持ち、すべての人が交流できるように努めます。 ① 利用者と市民が相互に触れ合う機会の創出に努めます。 ① 福祉に関する情報を、子どもからお年寄りまで幅広く発信するため、広報啓発の見直しを行います。広報やホームページによる情報発信のほか、SNSを活用した情報発信に取り組みます。 ② 行政や地域と協働し、地域が行う世代間交流に「支え合い」の考えを取り入れた研修の企画助言を行います。 ① 地域福祉計画の趣旨について、広報やホームページ等で広く周知します。 ② 福祉まつり等の交流の機会を充実します。	【長寿社会課】 ■ 第2期一関市地域福祉計画を市ホームページに掲載し、周知に努めている。 ■ 令和3年3月に策定した一関市高齢者福祉計画を市ホームページに掲載し、周知に努めている。 【福祉課】 ■ 就労継続支援事業所による製品の販売や、各施設が開催するイベント等により、市民との交流を図る計画としていたが、新型コロナ感染症蔓延防止の観点から、福祉まつりが中止となつたため実績なし	【福祉課】 ■ ハートフルショップの開催(毎週火曜木曜に市役所口)■ 一関市福祉まつり	【長寿社会課】 ■ 令和6年3月までに新たな一関市高齢者福祉計画を策定する。 【福祉課】 ■ 就労継続支援事業所による製品の販売や、各施設が開催するイベント等により、市民との交流を図る計画。 ■ 地域福祉の取組について、市や社協の広報、ホームページ等で広く周知する。	【福祉課】 ■ ハートフルショップの開催(毎週火曜木曜に市役所口)■ 一関市福祉まつり
	進(3) 地域 福祉 を担 う人 材の 育成と 次世 代の 参加促	① 生活課題の発見や課題解決など、地域福祉活動や地域づくり活動への参加を通じ、意欲を持つ人の発掘と育成に努めます。 ② 様々な世代の参加を促進するため、世代間交流に参加しやすい環境づくりを支援します。 ③ 学校と地域や関係団体が結びつき、社会全体で子どもを育む環境を整えることにより、若い世代が参加しやすい交流機会の創出を支援します。	市民 福祉事業者 社協 行政	① 自治会など地域で行われる行事等を、メールやSNS、広報紙などで情報発信します。 ② 若者をはじめとする各年代に応じた役割を設けるなど、世代間交流を進めます。 ① 専門的な人材の派遣、情報提供を行い、地域福祉を担う人材の育成に協力します。 ② ボランティア活動に関する情報を提供するとともに、積極的な受け入れを推進します。 ① 地域福祉コーディネーターが、地域行事等への参加を通じた困りごとの発見や相談対応、関係機関とのコーディネート役を担います。 ② ボランティアセンターやシニア活動プラザでの活動を通じ、人材の発掘・育成に努めます。 ① 地域づくり、生涯学習等の各分野と連携し、講座等への参加を呼びかけます。 ② シニア活動プラザの活用や関係機関の連携により、高齢者の社会参加を促進します。 ③ 社会福祉協議会や学校・老人クラブ連合会等と連携し、世代間交流を促進します。	【いきがいづくり課】 ■ 各市民センターにおいて学習の機会の提供と学習活動の支援を行った。 【長寿社会課】 ■ 市社会福祉協議会に委託し、シニア活動プラザで人材育成に関する講座等を開催した。 ■ 老人クラブへの活動補助金を交付し、地域内子ども達の見守りや世代間交流を推進した。 【学校教育課】 ■ 「総合的な学習の時間」及び「学級活動」等において、各校教育課程に「障がいのある者との交流」「高齢者との交流」福祉施設への訪問」「保育体験」等の活動を位置付け、計画。 ※新型コロナ感染症対策のため、高齢者施設や障がい者施設、保育施設等の訪問が制限されたため、多くの学校で実施を見送り。	【長寿社会課】 ■ シニア活動プラザ運営事業費 ■ 老人クラブ活動費補助金	【いきがいづくり課】 ■ 市民センターを中心とした少年教育、青年教育、成人教育、女性教育、高齢者教育事業を実施する。 【長寿社会課】 ■ シニア活動プラザにおける人材育成に関する講座等の開催のほか、老人クラブへの活動補助金を交付し、地域内子ども達の見守りや世代間交流を推進する。	【長寿社会課】 ■ シニア活動プラザ運営事業費 ■ 老人クラブ活動費補助金
2 ともに 支え合う 地域づ くり	ワ(1) ク地 域づ くりの 担い手 のネット	① 活動内容や目的に応じて地域福祉を推進するため、担い手となる福祉事業所や活動団体間の交流を図り、情報及び社会資源の共有などを促進します。	市民 福祉事業者 社協 行政	① 自治会活動及び地域協働体で実施する事業などに積極的に参加します。 ① 積極的に他の事業所、活動団体との交流、情報共有を図り、地域福祉の担い手によるネットワークの構築に努めます。 ① 福祉事業所や地域福祉活動団体、民生委員・児童委員、ボランティアやNPO等による連携・協働の場づくりのほか、社会福祉法人間連携を重視した連携の場づくりを行い、地域の福祉課題やニーズ、社会資源の情報共有を図ります。 ① 社会福祉協議会及び地域協働体と連携し、地域の情報の共有や課題解決のため、担い手となる福祉事業所や地域福祉活動団体間のネットワークづくりを支援します。	【まちづくり推進課】 ■ 地域協働体の構成員として地域の民生児童委員や保健推進委員に参画いただくことで、地域内で情報の共有ができる	【まちづくり推進課】 ■ 地域協働体の構成員として地域の民生児童委員や保健推進委員に参画いただくことで、地域内で情報の共有と連携を図りながら、地域課題の解決につなげていく。		

第2期一関市地域福祉計画(計画期間:令和3年度～7年度)

基本理念：誰もが支えあい みんなが安心して暮らせるまちづくり

基本目標	施策展開の方 向性	施策の展開	区分	それぞれの役割	令和4年度実績	令和4年度事業 (事業名を入力)	令和5年度計画	令和5年度事業 (事業名を入力してください)	
(2) 地域とつながり続ける関係づくり			市民	<p>① 高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える障がい者や子どもが地域において自立した生活を送ることができるよう、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う仕組みを目指します。</p>	<p>【まちづくり推進課】 ■ 地域協働体の構成員として地域の民生児童委員や保健推進委員に参画いただくことで、地域内で情報の共有を図ることができている。</p> <p>【こども家庭課】 ■ 市内で新規に「こども食堂」が1か所開設された。子どもの居場所づくり推進事業費を活用し、事業者に対し新規開設に係る経費の一部を補助した。</p> <p>【長寿社会課】 ■ ケアワーカー等の派遣により、介護予防教室等の開催支援のほか、社会福祉協議会と連携し、ふれあいサロンなど誰もが気兼ねなく集まる機会の充実に努めた。 また、市民、社会福祉協議会、福祉事業者や民生委員・児童委員と連携して「見守り活動」などを推進し、生活上の問題を抱えている人の早期発見に努めている。</p> <p>【福祉課】 ■ 市民、社会福祉協議会、福祉事業者や民生委員・児童委員と連携して「見守り活動」などを推進し、生活上の問題を抱えている人の早期発見に努めた。</p>	<p>【まちづくり推進課】 ■ 地域協働体の構成員として地域の民生児童委員や保健推進委員に参画いただくことで、地域内で情報の共有と連携を図りながら、地域課題の解決につなげていく。</p> <p>【こども家庭課】 ■ 子どもの健やかな成長を地域社会全体で支えていくため、こども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりを支援する。子どもの居場所づくり推進事業費補助金によりこども食堂の開設に係る経費に対し補助する。</p> <p>【福祉課】 ■ 市民、社会福祉協議会、福祉事業者や民生委員・児童委員と連携して「見守り活動」などを推進し、生活上の問題を抱えている人の早期発見に努める。</p>	<p>【こども家庭課】 ■ 子どもの居場所づくり推進事業費</p> <p>【長寿社会課】 ■ 介護予防・日常生活支援総合事業</p>		
(3) 協働による身近な地域の支え合い			市民	<p>① 地域の個性や自然や文化などの資源を生かしながら、地域で実践している自主的な活動を支援し、住民主体の地域づくりの取組を促進します。</p> <p>② ひとり暮らし高齢者の増加などにより多様化する福祉課題に対応するため、課題の把握とその解決に向けて、多様な主体の参画による話し合いの場をつくります。</p> <p>③ 地域の人たちが子育てへの関心や理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域ぐるみでの子育てに関する意識啓発に努めます。</p>	<p>① 自治会や地域協働体など様々な組織で、地域課題の発見や自ら解決する取組を推進します。</p> <p>② 子どもたちが地域において、人との関わり方や社会性等を身につけられるよう、地域の方が率先して子どもたちと関わる気運の醸成に努めます。</p> <p>③ 子どもたちが、地域の伝統や文化を学び、世代間交流が図られるような行事や活動の機会を提供します。</p>	<p>【こども家庭課】 ■ 児童の預かり等の援助を希望する者と当該援助を行う者との相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター事業」を市社会福祉協議会に委託し実施した。 ■ 市社会福祉協議会に委託し「子育てサロン」を開催。子育て中の保護者が身近な場所で気軽に交流できる市民主体の場を設けた。(登録団体数 5団体)</p> <p>【児童保育課】 ■ 新型コロナ感染症の流行下でありますから、各児童保育施設の創意工夫により、地域で開催される様々な行事に参加し、地域との交流を深めた。(件数:31件)</p> <p>【長寿社会課】 ■ 生活支援コーディネーター5名を配置し、各地区民生児童委員協議会、まちづくり協議会、週イチ俱楽部などと連携し、ひとり暮らしや高齢者ののみの世帯の増加、困りごとの複雑化・多様化に伴う地域課題の掘り起こし、情報の共有を図っている。</p> <p>【学校教育課】 ■ 「総合的な学習の時間」及び「学級活動」等において、各校教育課程に「保育体験」「伝統工芸の活動」「地域との交流活動」等の活動を位置付け、計画、実施</p>	<p>【こども家庭課】 ■ ファミリー・サポート・センター事業 ■ 子育てサロン事業</p>	<p>【こども家庭課】 ■ 市社会福祉協議会に委託し「ファミリー・サポート・センター事業」を実施する。 ■ 市社会福祉協議会に委託し「子育てサロン」を開催。子育て中の保護者が身近な場所で気軽に交流できる市民主体の場を設ける。</p> <p>【児童保育課】 ■ 各児童保育施設において、地域との交流の機会を確保するため、積極的に地域の行事に参加する。(参加予定事業数36件)</p> <p>【長寿社会課】 ■ 生活支援コーディネーター5名を配置し、各地区民生児童委員協議会、まちづくり協議会、週イチ俱楽部などと連携し、ひとり暮らしや高齢者ののみの世帯の増加、困りごとの複雑化・多様化に伴う地域課題の掘り起こし、情報の共有を図る。</p> <p>【学校教育課】 ■ 「総合的な学習の時間」及び「学級活動」等において、各校教育課程に「保育体験」「伝統工芸の活動」「地域との交流活動」等の活動を位置付け、計画、実施</p>	<p>【こども家庭課】 ■ ファミリー・サポート・センター事業 ■ 子育てサロン事業</p>
(4) 社会福祉法人間の連携推進			市民	<p>① 社会福祉法人の創意工夫による「地域における公益的な取組」を推進します。</p> <p>② 地域の課題解決に社会福祉法人が共同して対応するため法人間の連携を推進します。</p>	<p>① 福祉サービスの内容について理解を深めます。</p>	<p>【長寿社会課】 ■ 市内の社会福祉法人に、一関市社会福祉協議会が、同協議会ホームページに社会福祉法人の連携強化や情報共有を進めるためのページを開設した旨を周知した。</p>	<p>【長寿社会課】 ■ 地域の福祉課題の解決に向けて、社会福祉法人が共同して取り組んでいくことがますます重要となっていることから、社会福祉法人間相互の連携を推進するため社会福祉法人懇談会を開催する。</p>		
			福祉事業者						
			社協						
			行政						

第2期一関市地域福祉計画(計画期間:令和3年度～7年度)

基本理念：誰もが支えあい みんなが安心して暮らせるまちづくり

基本目標	施策展開の方 向性	施策の展開	区分	それぞれの役割	令和4年度実績	令和4年度事業 (事業名を入力)	令和5年度計画	令和5年度事業 (事業名を入力してください)
(5) ボランティア・NPOの活動支援	①市民のボランティア活動に対する関心を高めるため、ボランティアセンターの周知や、ボランティア養成講座の開催を通じ、ボランティア登録を推進するなど、あらゆる年代層がボランティア活動に参加する機会の充実に努めます。 ②ボランティアニーズの把握や地域課題の解決に向け、ボランティア団体や福祉活動を行うNPOの育成を支援します。 ③ボランティアセンターと連携し、ボランティアニーズと活動のコーディネートを推進します。	市民 福祉事業者 社協 行政	① ボランティア体験学習に積極的に参加し、活動への理解を深めます。 ② 様々なボランティア活動に積極的に参加します。 ① ボランティアの受入や体験学習の場を提供します。 ① SNS等を活用してボランティアセンターの活動の周知を図ります。 ② 行政や関係機関と連携し、ボランティア講座を開催します。 ③ 行政や市民活動センターと連携し、ボランティア団体やNPO、福祉活動団体の活動を支援します。 ④ 行政や関係機関と連携し、ボランティアニーズと活動のコーディネートを行います。 ① 社会福祉協議会と連携し、学校、市民センターなどで、ボランティアに関する研修、講座を開催します。 ② 社会福祉協議会と連携し、地域課題等の解決などに対応したボランティアやNPOの育成を支援します。 ③ ボランティアニーズの把握など、ボランティアセンターの運営を支援します。	<p>【まちづくり推進課】 ■ いちのせき市民活動センターの中間支援活動を通じて、NPOの活動を支援した。</p> <p>【いきがいづくり課】 ■ 各市民センターにおいて学習の機会の提供と学習活動の支援を行った。</p>		<p>【まちづくり推進課】 ■ いちのせき市民活動センターの中間支援活動を通じて、NPOの活動を支援する。</p> <p>【いきがいづくり課】 ■ 各市民センターにおいて学習の機会の提供と学習活動の支援を行う。</p>		
(1) 相談体制の充実	① 住民が抱える複雑化・複合化する課題を、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制により受け止める体制の整備に努めます。 ② 市民の身近な相談者である民生委員・児童委員との連携を推進し、個々の事情に合わせた情報の共有や適切なサービスが提供されるよう努めます。 ③ 各相談窓口の周知を図り、市民にわかりやすい情報提供に努めます。 ④ 民生委員・児童委員が活動しやすい環境をつくるとともに、活動内容の周知を図り、支援が必要な人の情報収集に努めます。 ⑤ 罪を犯した方が自立した生活ができるように、関係機関と連携して、寄り添いながら支援し、再び罪を犯すことがない体制づくりに努めます。	市民 福祉事業者 社協 行政	① 地域の中でコミュニケーションを図り、支援が必要と思われる方に対して、民生委員・児童委員や各相談窓口に相談するよう勧めます。 ② 各相談窓口の連絡会議に参加するなど課題の解決に向けて積極的に役割を果たしていきます。 ③ 複雑化・複合化する相談に対応するため、相談を「丸ごと」受けとめ、適切な支援機関につなげる体制の検討を行います。 ④ 行政が進める包括的な支援体制の整備に協力し、属性や世代を問わない相談体制づくりに取り組みます。 ⑤ 電話やメールの相談など多様な方法による相談体制として、誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。 ⑥ 様々な広報ツールを活用して、各年代に合わせた分かりやすい情報提供に努めます。 ⑦ 住民が抱える複雑化・複合化する課題に対して、より実効性のある形でのサービスの向上につながるように、包括的な相談支援体制の構築を推進します。 ⑧ 身近なところでの相談や各種サービスの利用手続きができるよう、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。 ⑨ 地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て支援センター、生活困窮者自立相談支援窓口など各相談窓口の連絡会議を開催し、連携を強化するとともに、相談者の実態に合わせ情報の共有を図った。また、各相談窓口について、広報紙やホームページなどで複合的な情報発信を行っている。 ⑩ 各相談窓口について、広報やホームページなどで積極的に情報発信を行っています。 ⑪ 民生委員児童委員連絡協議会と連携し、民生委員・児童委員の活動内容を広く周知します。 ⑫ 罪を犯した方が自立した生活ができるように、関係機関と連携して、住まい、就労などに寄り添いながら支援し、再び罪を犯すことがないような体制づくりを検討します。	<p>【こども家庭課】 ■ 家庭における適正な児童の養育とその福祉の向上を図るために、家庭児童相談室を設置し、支援が必要と思われる家庭に対して専門スタッフが相談等に応じ、関係機関と連携した支援を行った。 ■ 子育てに関する相談対応を行ったほか、発達に関して支援が必要と思われる児に対しては専門スタッフが相談に応じ、専門支援機関と連携した支援を行った。 ■ 発達支援相談者数 延べ127人 ■ 子育て支援センター内に幼児期特別支援コーディネーターを配置し、教育・保育施設等への巡回相談を行ったほか就学相談を実施し、特別な支援を必要とする就学前児童に対しての支援を行った。 巡回相談園数 61園、就学相談者数 延べ193人</p> <p>【長寿社会課】 ■ 地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、子育て支援センター、生活困窮者自立相談支援窓口など各相談窓口の連絡会議を開催するなど、連携を強化するとともに、相談者の実態に合わせ情報の共有を図る。また、各相談窓口について、広報紙やホームページなどで複合的な情報発信を行う。</p> <p>【福祉課】 ■ 一関地区障害者地域自立支援協議会において、研修会や事例検討会を開催し、相談支援者の技術向上や関係機関の連携強化を図る。 ■ 地域福祉の取組について、市や社協の広報、ホームページ等で広く周知する。</p>	<p>【こども家庭課】 ■ 家庭児童相談室運営費 ■ 発達支援相談事業 ■ 幼児期特別支援教育推進事業</p>	<p>【こども家庭課】 ■ 家庭における適正な児童の養育とその福祉の向上を図るために、家庭児童相談室を設置し、支援が必要と思われる家庭に対して専門スタッフが相談等に応じ、関係機関と連携した支援を行う。 ■ 子育てに関する相談対応を行ったほか、発達に関して支援が必要と思われる児に対しては専門スタッフが相談に応じ、専門支援機関と連携した支援を行う。 ■ こども家庭課内に幼児期特別支援コーディネーターを配置し、教育・保育施設等への巡回相談を行ったほか就学相談を実施し、特別な支援を必要とする就学前児童に対しての支援を行う。</p> <p>【長寿社会課】 ■ 地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、子育て支援センター、生活困窮者自立相談支援窓口など各相談窓口の連絡会議を開催するなど、連携を強化するとともに、相談者の実態に合わせ情報の共有を図る。また、各相談窓口について、広報紙やホームページなどで複合的な情報発信を行う。</p> <p>【福祉課】 ■ 一関地区障害者地域自立支援協議会において、研修会や事例検討会を開催し、相談支援者の技術向上や関係機関の連携強化を図る。 ■ 地域福祉の取組について、市や社協の広報、ホームページ等で広く周知する。</p>	<p>【こども家庭課】 ■ 家庭児童相談室運営費 ■ 発達支援相談事業 ■ 幼児期特別支援教育推進事業</p>	

第2期一関市地域福祉計画(計画期間:令和3年度～7年度)

基本理念：誰もが支えあい みんなが安心して暮らせるまちづくり

基本目標	施策展開の方 向性	施策の展開	区分	それぞれの役割	令和4年度実績	令和4年度事業 (事業名を入力)	令和5年度計画	令和5年度事業 (事業名を入力してください)
	(2) 権利擁護の充実	①一人ひとりに寄り添いながら解決に導いていく相談体制を強化し、身近な相談の場づくりと、関係機関・団体のネットワークを最大限に活かした福祉サービスの利用促進に努めます。 ②認知症の人や障がい者等が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を送るために、財産管理や契約などの法律行為への支援も必要であり、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進に向け、周知普及・啓発に努めます。 ③高齢者や障がい者、子どもに対する虐待防止に関する啓発に努め、関係機関と連携して虐待の早期発見と防止を推進します。 ④権利擁護支援の中核的な役割を担うための地域ネットワークの構築に向けた取組を進めます。	市民 福祉事業者 社協 行政	①自分の意思をはっきりと伝えられなかつたり、様々な手続きを行えない方の情報を関係機関に連絡します。 ②虐待と思われる事象を見つけたら、迷わず市役所や警察などの関係機関に通報します。 ③研修会等に積極的に参加し、権利擁護の理解に努めます。 ①関係機関と連携を図り、制度利用の支援に努めます。 ②日常の活動を通じて、虐待の早期発見に努めます。 ③高齢者や障がいなど利用者の意思決定を円滑に進むよう努めます。 ①各相談機関において、判断能力が不十分な方、虐待を受けている方が適切な支援につながるよう、権利擁護支援に取り組みます。 ②日常生活自立支援事業で期待されている認知症の人や障がい者(児)等の権利擁護に取組み、判断能力が低下された方の成年後見制度への移行を支援します。 ③行政と連携し、成年後見制度の周知啓発や研修等を行い、制度の理解を進めます。 ①一関市成年後見制度利用促進計画を基本として、成年後見制度の利用に関する総合支援機関(中核機関)の設置、関係機関・団体とのネットワークの構築を進め、必要な人が適切なタイミングで成年後見制度を利用できる体制の構築に努めます。 ②市民後見人等の育成について、検討を進めます。 ③自分だけでは権利擁護事業の利用が難しい方の支援を進めます。 ④社会福祉協議会等と連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の研修会を開催するなど周知に努めます。 ⑤民生委員・児童委員、福祉事業者等との連携強化により、支援を必要としている方の情報共有を図ります。 ⑥高齢者や障がい者、子どもに対する虐待については、関係機関と連携しながら迅速に対応し、当該者の安全確保を図ります。	【長寿社会課・福祉課】 ■ 成年後見人の市長申立てが必要なケースについて、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し取り組んだ。 ■ 一関地方における成年後見制度利用促進への取組について検討するため、地域連携ネットワークの構築に係る検討会を開催した。 【長寿社会課】 ■ 高齢者に対する虐待について、関係機関と連携しながら迅速に対応し、当該者の安全確保、養護者への支援を図った。 【福祉課】 ■ 成年後見人の市長申立てが必要なケースについて、社会福祉協議会や福祉事業所と連携し取り組んだ。 ■ 障がい者に対する虐待について、関係機関と連携しながら迅速に対応し、当該者の安全確保を図った。 【福祉課】 ■ 成年後見人の市長申立てが必要なケースについて、社会福祉協議会や福祉事業所と連携し取り組む。 ■ 障がい者に対する虐待について、関係機関と連携しながら迅速に対応し、当該者の安全確保を図る。	【長寿社会課・福祉課】 ■ 令和6年度中の一関市及び平泉町を圏域とし、中核機関となる「一関地方権利擁護連携推進協議会」の設置に向けて、検討を進める。 ■ 成年後見人の市長申立てが必要なケースについて、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し取り組む。 【長寿社会課】 ■ 高齢者に対する虐待について、関係機関と連携しながら迅速に対応し、当該者の安全確保、養護者への支援を図る。 【福祉課】 ■ 成年後見人の市長申立てが必要なケースについて、社会福祉協議会や福祉事業所と連携し取り組む。 ■ 障がい者に対する虐待について、関係機関と連携しながら迅速に対応し、当該者の安全確保を図る。		
3 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり	(3) 保健・医療・福祉・介護などへ各分野の連携推進	①高齢者や障がい者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせる地域づくりのため、保健・医療・福祉・介護等に関するサービスが総合的・継続的に提供できるようネットワークの構築に努め、圏域の特性を活かした地域包括ケアシステムの充実を目指します。 ②他職種間の連携により、各種サービスが適切に利用でき、一人ひとりが希望する生活を送れるよう、総合的なケアマネジメントの実施を推進します。 ③様々な分野の課題が絡み合うことにより「複雑化」し、また、複数の分野にまたがる課題を抱えるなど、「複合化」していることから、各種支援機関等が連携を図り支援を行います。	市民 福祉事業者 社協 行政	①保健・医療・福祉・介護等に関する講演会等に参加し、援護を必要とする方について理解を深め、助け合い、支え合いを推進します。 ②よりよい在宅生活を送ることができる環境を、社会福祉協議会等と共に検討します。 ①保健・医療・福祉・介護の関係機関・団体は地域包括ケアシステムの充実に協力します。 ②他職種との情報交換・連携を強化するとともに、お互いの業務について理解を深めます。 ③それぞれの事業所が提供している福祉サービスについて、わかりやすい内容で情報発信します。 ①多機関・多職種連携を推進するため、会議の開催や研修を通して、チームによる支援をすすめるよう行政と共に取り組みます。 ②「支え合い」の仕組みについて、地域住民や地域団体と学ぶ機会を増やします。 ①保健・医療・福祉・介護などの関係機関・団体と連携して地域包括ケアシステムの充実を目指します。 ②保健・医療・福祉・介護などの関係機関の連絡会議や研修会の開催を通じて、各分野との連携強化を推進します。 ③地域の課題に対応した、総合的なケアマネジメントが提供できるよう、関係機関・団体との連携を推進します。 ④関係機関と連携しながら、早期発見、早期療育の場の拡充を進めるとともに、家族の不安や負担の軽減を図るために、相談支援事業の充実に努めます。	【健康づくり課】 ■ 医療と介護の連携に関する課題解決のための研修会等を通じ、医療と介護の連携を深めた。 ■ 一関市医療と介護の連携連絡会の事業実績 連絡会1回、幹事会1回、フォーラム1回 医療と介護の連携マニュアルの退院シート様式の見直し(新様式の追加) 【長寿社会課・福祉課】 ■ 一関地区広域行政組合一関西部包括支援センターが開催した、包括的継続的ケアマネジメント研修会に参加し、他職種と情報共有し各分野との連携強化を図った。	【健康づくり課】 ■ 地域医療・介護連携推進事業 【長寿社会課・福祉課】 ■ 包括的継続的ケアマネジメント研修会(主催:一関地区広域行政組合一関西部包括支援センター) 【長寿社会課・福祉課】 ■ 一関地区広域行政組合一関西部包括支援センターが開催した、包括的継続的ケアマネジメント研修会に参加し、他職種と情報共有し各分野との連携強化を図る。	【健康づくり課】 ■ 地域医療・介護連携推進事業 【長寿社会課・福祉課】 ■ 包括的継続的ケアマネジメント研修会(主催:一関地区広域行政組合一関西部包括支援センター) 【長寿社会課・福祉課】 ■ 地域医療・介護連携推進事業	【健康づくり課】 ■ 地域医療・介護連携推進事業 【長寿社会課・福祉課】 ■ 包括的継続的ケアマネジメント研修会(主催:一関地区広域行政組合一関西部包括支援センター) 【長寿社会課・福祉課】 ■ 包括的継続的ケアマネジメント研修会(主催:一関地区広域行政組合一関西部包括支援センター)
	(4) 生活困窮者への自立支援	①広く相談窓口の周知を行うほか、民生委員・児童委員をはじめハローワークなどの関係機関・行政の関係部署が連携し、支援が必要な人の把握に努め、生活が困窮している世帯を適切な相談機関へつなげます。 ②生活保護受給世帯や生活困窮者一人ひとりの状況に応じて、就労・家計相談支援など、自立に向けた支援を関係機関と連携し推進します。	市民 福祉事業者 社協 行政	①支援が必要と思われる方に対し、民生委員・児童委員や自立相談支援窓口に相談するよう勧めるとともに、孤立しないよう見守ります。 ①支援が必要と思われる方に対し、自立相談支援窓口に相談するよう勧めます。 ①行政、関係機関、民生委員・児童委員等と連携し、支援が必要と思われる方の把握と情報共有を図り、適切な相談機関につなげます。 ②自立相談支援窓口を設置し、行政や関係機関とのチーム支援による生活困窮者の自立に向けた支援と、生活困窮者支援を通じた地域づくりを行います。 ③地域住民・団体・企業に食品の提供を呼びかけ、いただいた食品を生活に困っている方に無償で提供する「食料支援事業」を実施します。 ①市が社会福祉協議会に委託し設置している「生活困窮者自立相談支援窓口」について、ホームページや広報、FMあすなどにより複合的な周知を図るとともに、誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。 ②生活保護担当課及び関係部署、ハローワーク、地域若者サポートステーション、社会福祉協議会などと連携し、生活困窮者からの相談・情報を共有します。 ③複雑化・困難化した課題については、市の関係部署や関係機関等で構成する「支援調整会議」で協議し、自立を支援します。 ④支援制度や生活困窮者への支援事例の紹介により、関係機関との連携を強化するとともに、自立支援に必要な地域づくりを推進します。	【福祉課】 ■ 市社会福祉協議会に委託し「生活困窮者自立相談支援窓口」を設置し、自立に向けた相談支援業務を実施した。また、ホームページやチラシの配布により相談窓口を周知した。 (新規相談者数 延べ211人) ■ 家計に課題のある生活困窮者に対して、家計の見直しに係る相談や改善に向けた支援を行った。 (支援者数 延べ14人) ■ 本庁福祉課に生活保護面接相談員を配置し生活困窮に係る相談対応にあたったほか、各支所保健福祉課で相談対応にあたり、生活困窮者の把握に努めた。 (相談者数 延べ451人) ■ 市社会福祉協議会、福祉課、ハローワークの各関係機関による「支援調整会議」を月1回開催し、複雑化・困難化した相談支援ケースについて、自立に向けた方針を検討した。 (支援調整会議 年12回開催) ■ 本庁福祉課に生活保護自立支援員を配置し、生活保護受給世帯に対して就労機会の確保に向けた支援を行った。 (就労支援者数 27人) ■ 民生委員や関係機関の研修会で生活保護制度などの説明を行い制度の普及に努めるとともに、関係機関との連携強化を図った。(大東地域・室根地域で計2回開催)	【福祉課】 ■ 生活困窮者自立相談支援事業 ■ 家計相談支援事業 ■ 生活保護	【福祉課】 ■ 市社会福祉協議会に委託し「生活困窮者自立相談支援窓口」を設置し、自立に向けた相談支援業務を実施する。また、ホームページやチラシの配布により相談窓口を周知する。 ■ 市社会福祉協議会に「家計相談支援事業」を委託し、家計に課題のある生活困窮者に対して相談支援を行う。 ■ 本庁福祉課に生活保護面接相談員を配置し生活困窮に係る相談対応をあたるほか、また、各支所保健福祉課でも相談対応にあたり、生活困窮者の把握に努める。 ■ 市社会福祉協議会、福祉課、ハローワークの各関係機関による「支援調整会議」を月1回開催し、複雑化・困難化した相談支援ケースについて、自立に向けた方針を検討する。 ■ 本庁福祉課に生活保護自立支援員を配置し、生活保護受給世帯に対して就労機会の確保に向けた支援を行う。 ■ 民生委員や関係機関の研修会で生活保護制度などの説明を行い制度の普及に努めるとともに、関係機関との連携強化を図る。	【福祉課】 ■ 生活困窮者自立相談支援事業 ■ 家計相談支援事業 ■ 生活保護

第2期一関市地域福祉計画(計画期間:令和3年度～7年度)

基本理念：誰もが支えあい みんなが安心して暮らせるまちづくり

基本目標	施策展開の方 向性	施策の展開	区分	それぞれの役割	令和4年度実績	令和4年度事業 (事業名を入力)	令和5年度計画	令和5年度事業 (事業名を入力してください)
(5) 災害時の避難行動要支援者の支援			市民 福祉事業者 社協 行政	<p>① 災害時における避難支援が円滑に行われるよう、自主防災組織等と連携した防災学習や防災訓練等の実施を促進し、市民一人ひとりの防災意識の高揚や知識の普及に努めます。</p> <p>② 避難行動要支援者と行政区長、民生委員、自主防災組織などの避難支援等関係者が平常時から連携を密にして、災害時の避難支援体制を構築します。</p> <p>③ 災害ボランティアセンターの開設に向け社会福祉協議会との連携を図ります。</p> <p>④ 福祉避難所の円滑な設置・運営ができるよう社会福祉法人等との連携強化を図ります。</p> <p>⑤ 災害時に支援が必要と思われる方に対して、日頃から声がけを行います。</p> <p>⑥ 要支援者一人ひとりに応じた避難支援方法の検討(個別の支援計画の作成)を進めます。</p> <p>⑦ 防災学習会や防災訓練を企画・実施し、防災意識の高揚と知識の普及に努めます。</p> <p>⑧ 行政と共に、災害時支え合いマップ作成、避難行動要支援者の個別支援計画作成、防災訓練等の実施を支援し、災害時の支え合いの意識の醸成を進めます。</p> <p>⑨ 災害時における行政や関係機関との連携方法を事前に共有します。また、災害時は災害ボランティアセンターを開設し、被災者を支援します。</p> <p>⑩ 災害時の避難支援が円滑に行われるよう避難支援を行う関係者への平常時からの名簿提供のあり方などについて検討します。</p> <p>⑪ 灾害時に支援が必要な方の把握に努め、避難行動要支援者名簿の作成と避難支援等関係者への情報提供を行い、要支援者一人ひとりに応じた避難支援方法の検討(個別の支援計画の作成)を推進します。</p> <p>⑫ 自主防災組織等や要支援者が参加する防災訓練の実施を推進し、防災意識の高揚と地域における支え合い体制の構築を進めるとともに、お互いの理解を深める取組を推進します。</p> <p>⑬ 灾害時の被害状況により災害ボランティアセンターの開設を要請します。</p> <p>⑭ 灾害時における被災者支援や、二次災害の予防を図るため、社会福祉協議会や福祉事業者、岩手県災害派遣福祉チーム等の関係機関との連携を強化します。</p> <p>⑮ 災害時の被害状況により災害ボランティアセンターの開設を要請します。</p>	<p>【いきがいづくり課】 ■ 岩手県災害ボランティアセンター設置訓練を予定していたが、新型コロナ感染拡大の影響で中止となった。</p> <p>【長寿社会課】 ■ 避難行動要支援者名簿の掲載者は、5,321人(R4.11.30現在)で、そのうち災害時における避難に際し地域からの支援を希望し避難支援関係者に対する個人情報の提供に同意した人は1,598人(30.0%)となっている。 また、避難行動要支援者の具体的な避難支援方法を定めた個別計画の作成状況は、名簿の提供に同意した1,598人のうち675人(42.2%)が作成済みとなっている。</p> <p>■ 災害時、一般的な避難所では生活に支障がある高齢者や障がい者などの要配慮者が、福祉施設などで避難生活が送れるように福祉避難所の設置運営に関し、市内の社会福祉法人等16法人30施設と協定を締結している。</p> <p>【消防本部防災課】 ■ 土砂災害・全国防災訓練に合わせ、訓練を行う。 (※令和5年6月4日に実施済み) 真柴地区の真滝13区自治会自主防災会、真滝14区自主防災会、真柴市民センター職員が協力して真柴市民センターに自主避難所を開設し、避難所運営訓練や要配慮者への避難支援訓練を実施済み。 なお、要配慮者への避難支援訓練では、自主防災組織と消防団が連携して一人での避難が困難と思われる地域住民(要配慮者)を避難所まで避難させる支援を行った。 (参加者35名:自主防災組織14名、市民センター職員3名、消防団5名、地域住民13名)</p>	<p>【いきがいづくり課】 ■ 災害ボランティアセンターの開設にあたり、社会福祉協議会と連携し取り組んでいく。</p> <p>【長寿社会課】 ■ 避難行動要支援者名簿の更新作業を進める。 ■ 避難行動要支援者の迅速な避難支援のため、具体的な避難支援方法を定めた個別計画の作成を推進する。</p> <p>■ 福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している法人を対象に研修会等を開催し、連携強化を図る。</p> <p>■ 福祉避難所に係る新規協定先を開拓する。</p> <p>【消防本部防災課】 ■ 土砂災害・全国防災訓練に合わせ、訓練を行う。 (※令和5年6月4日に実施済み) 真柴地区の真滝13区自治会自主防災会、真滝14区自主防災会、真柴市民センター職員が協力して真柴市民センターに自主避難所を開設し、避難所運営訓練や要配慮者への避難支援訓練を実施済み。 なお、要配慮者への避難支援訓練では、自主防災組織と消防団が連携して一人での避難が困難と思われる地域住民(要配慮者)を避難所まで避難させる支援を行った。 (参加者35名:自主防災組織14名、市民センター職員3名、消防団5名、地域住民13名)</p>	<p>【消防本部防災課】 ■ 令和5年「土砂災害・全国防災訓練～避難の呼びかけ、安全の確認」</p>	
(6) 社会福祉事業を担う人材の確保・育成			市民 福祉事業者 社協 行政	<p>① 中高生をはじめとする市民に、介護職等の魅力ややりがいなどを発信し、将来の社会福祉事業を担う人材の確保を推進します。</p> <p>② 子どもの頃からの高齢者との触れ合いや、医療や介護の現場を体験する機会を持つなど、医療や介護の仕事を様々な世代に知つてもいい、興味を持つもらうよう、関係機関と連携し、ワークショップや職場体験、出前講座に取り組みます。</p> <p>③ 医療・介護職の人材確保、育成・定着に向けた支援、就労のきっかけづくりに取り組みます。</p> <p>④ 福祉施設での就労体験やボランティア活動等を通じ、福祉の仕事に対する理解を深めます。</p> <p>⑤ 将来のキャリアが見通せる職場環境の整備と、職員の意欲を向上させる取組を推進します。</p> <p>⑥ 中高生の職業選択の観点から、ボランティアや就労体験などを積極的に受け入れます。</p> <p>⑦ 福祉の仕事に興味を持つてもらうよう、行政や学校との協働による福祉教育に取り組みます。</p> <p>⑧ 次世代の福祉職育成のため、福祉職を目指す学生の実習指導や介護職員初任者研修を実施します。</p> <p>⑨ 社会福祉事業の魅力ややりがいを伝えるため、市民向けの講座や、学校等と連携した職場体験、福祉職セミナーや高校生ワークショップ等を開催し、若い世代の福祉の仕事を考える機会を創出します。</p> <p>⑩ 医療・介護職を目指す学生等に対し、資格取得のための支援を実施します。</p> <p>⑪ 医療・介護職の入材確保に向け、修学資金の貸し付けや就職奨励金の交付を行い入材の確保に努めるとともに、地元事業所への定着を図ります。</p> <p>⑫ 介護福祉施設の職員を対象に各種研修や交流会等を開催します。</p>	<p>【健康づくり課・長寿社会課】 ■ 助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士又は介護福祉士として、将来、市内の医療介護施設等に勤務しようとする人に対し、資格を取得するための修学資金を貸し付けした。 ○ 令和4年度月額貸付者 38人 内訳:助産師・看護師31人(11人)、准看護師4人(3人)、歯科衛生士2人(0人)、介護福祉士1人(0人) ()内は令和4年度からの新規貸付者</p> <p>【健康づくり課】 ■ 医師として、将来、市長が指定する市内の医療機関において従事しようとする医学生に対し、修学資金を貸し付けした。 令和4年度月額貸付者 1人(0人) ※ ()内は令和4年度からの新規貸付者</p> <p>【長寿社会課】 ■ 介護職員初任者研修又は実務者研修の修了者であって、現に介護職員として勤務している方に奨励金を交付した 介護職員初任者研修 3件 実務者研修 17件 ■ シニア世代のほか子育てや在宅介護を終えた主婦(夫)、潜在有資格者など介護に関心のある方を対象に、介護の基礎知識と技術を習得させる介護担い手育成講座を開催 実践介護講座 4回 介護体験セミナー 1回 ■ 返還義務のある奨学金の貸与を受けて指定養成校等で修学し、介護福祉士等の資格を取得した方が市内の介護サービス事業所に就職し定着した場合に奨学金の返還額を補助 交付者 9人 ■ 無資格者を雇い入れ、働きながら介護職員初任者研修を受講し、介護人材として必要な知識及び技術の習得ができるよう介護保険施設等の運営法人に委託し、介護職を希望する若者等の育成と地元への定着を図ったが、対象者の退職により実績なし ■ 介護福祉士や社会福祉士等の対象とする資格を有する方で、市内の介護事業所等に初めて就職し、今後も継続して就業する意思のある方に対して、就職奨励金を支払い、介護職場への人材定着を図った 交付者数 29人</p>	<p>【健康づくり課・長寿社会課】 ■ 一関市医療介護従事者修学資金貸付事業</p> <p>【健康づくり課】 ■ 一関市医師修学資金貸付事業</p> <p>【長寿社会課】 ■ 介護職員奨学金補助事業 ■ 介護保険施設等人材育成支援事業 ■ 介護職員就職奨励金事業 ■ 介護職員研修奨励金事業 ■ 介護人材確保事業</p>	<p>【健康づくり課・長寿社会課】 ■ 一関市医療介護従事者修学資金貸付する。 ○ 令和5年度月額貸付者 39人 内訳:助産師・看護師34人(10人)、准看護師3人(1人)、歯科衛生士2人(1人) [介護福祉士0人] ()内は令和5年度からの月額貸付者</p> <p>【健康づくり課】 ■ 医師として、将来、市長が指定する市内の医療機関において従事しようとする医学生に対し、修学資金を貸し付けする。 ○ 令和4年度月額貸付者 1人(0人) ()内は令和5年度からの月額貸付者</p> <p>【長寿社会課】 ■ 社会福祉事業の魅力ややりがいを伝えるための市民向け講座や学校等と連携した取り組み、社会福祉施設職員を対象にした各種研修会・交流会を開催する。 ■ 医療・介護職の人材確保や地元事業所への定着を図るため、就職奨励金事業など各種事業を実施する。</p>	<p>【健康づくり課・長寿社会課】 ■ 一関市医療介護従事者修学資金貸付事業</p> <p>【健康づくり課】 ■ 一関市医師修学資金貸付事業</p> <p>【長寿社会課】 ■ 介護職員奨学金補助事業 ■ 介護保険施設等人材育成支援事業 ■ 介護職員就職奨励金事業 ■ 介護職員研修奨励金事業 ■ 介護人材確保事業</p>

第2期一関市地域福祉計画(計画期間:令和3年度～7年度) 行政区分の実施状況

参考資料 1

基本理念：誰もが支えあい みんなが安心して暮らせるまちづくり

基本目標	施策展開の方針	施策の展開	区分	それぞれの役割	令和3年度実績	令和3年度事業	令和4年度計画	令和4年度事業	
1 地域福祉を担う人づくり	(1) 福祉教育の推進	① 家庭や地域、職場などにおいて、様々な機会を捉え、交流や体験機会を充実させ、福祉に関する知識の普及など福祉教育を推進します。 ② 子どもが高齢者や障がい者と交流し、お互いを理解し、支え合う心を育むことにつながることから、教育・保育施設等や学校で、高齢者や障がい者などの交流機会の充実に努めます。	市民 福祉事業者 社協 行政	① 地域、職場等で、高齢者や障がい者などの交流を通じた学習機会の充実に努めます。 ② 家庭において、福祉について話し合う機会をもちます。 ① ボランティアの受け入れや体験学習の場を提供します。 ① 福祉教育の実施に際し、学校と地域、関係機関のつなぎ役を担い、プログラムの企画や講師・体験学習の場の調整、発表の場づくり、福祉教育の相談・助言を行います。 ① 教育・保育施設等や学校で、高齢者や障がい者などの交流機会の拡充や福祉教育を推進します。 ② 地域づくり、生涯学習等の各分野と連携し、講座等への参加を呼びかけます。 ③ 社会福祉協議会等と連携し、各種講演会、学習会などを開催します。	<p>【福祉課】 ■ 一関保健福祉環境センターによる、市内小学校を対象とした障がい者理解出前授業が毎年開催されており、福祉課でも職員の派遣等に協力した。</p> <p>【学校教育課】 ■ 「総合的な学習の時間」及び「学級活動」等において、各校教育課程に「障がいのある者との交流」「高齢者との交流」「福祉施設への訪問」「保育体験」等の活動を位置付け、計画した(新型コロナ感染症対策のため、高齢者施設や障がい者施設、保育施設等の訪問が制限されたため、多くの学校で実施を見送った)</p> <p>【子育て支援課】 ■ 教育・保育施設等では、保育指針等に示されている高齢者をはじめ地域の人々との交流を通して、これらの方々に親しみを持ち人と関わることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことができるようになるため、福祉施設等への訪問を計画した。 ※新型コロナ感染症対策のため、高齢者施設や障がい者施設等での訪問が制限されたため、多くの教育・保育施設等で実施を見送った。</p> <p>【長寿社会課】 ■ 将来を担う高校生が、地域の一員としての自覚を持ち、地域や人を思いやる心を育みながら、自分の住んでいる地域や地域福祉の課題などを考えることなどを目的に「高校生を対象としたワークショップ」を開催した。(4校から14人参加)</p>	<p>【福祉課】 障がい者理解出前授業(一関保健福祉環境センター主催)</p>	<p>【福祉課】 ■ 一関保健福祉環境センターによる、市内小学校を対象とした障がい者理解出前授業が毎年開催されており、福祉課でも職員の派遣等に協力する。</p> <p>【学校教育課】 ■ 「総合的な学習の時間」及び「学級活動」等において、各校教育課程に「障がいのある者との交流」「高齢者との交流」「福祉施設への訪問」「保育体験」等の活動を位置付け、計画。</p>	<p>【長寿社会課】 ■ 「高校生を対象としたワークショップ」を12/10開催予定。</p>	<p>【福祉課】 障がい者理解出前授業(一関保健福祉環境センター主催)</p>
	(2) 共に参加する意識の向上	① それが抱える課題について、自分のこととして考える気持ちを育むことが大切であり、当事者や関係団体等を交えて、お互いを理解し、社会参加する意識を高めます。 ② 高齢者や障がい者の社会参加の促進に向けて、制度的、心理的なバリアを取り除きながら交流活動を推進し、誰もが地域で役割を担える関係づくりを支援します。	市民 福祉事業者 社協 行政	① 障がいの有無や年齢に関わりなく、お互いを尊重する気持ちを持ち、すべての人が交流できるように努めます。 ① 利用者と市民が相互に触れ合う機会の創出に努めます。 ① 福祉に関する情報を、子どもからお年寄りまで幅広く発信するため、広報啓発の見直しを行います。広報やホームページによる情報発信のほか、SNSを活用した情報発信に取り組みます。 ② 行政や地域と協働し、地域が行う世代間交流に「支え合い」の考えを取り入れた研修の企画助言を行います。 ① 地域福祉計画の趣旨について、広報やホームページ等で広く周知します。 ② 福祉まつり等の交流の機会を充実します。	<p>【長寿社会課】 ■ 第2期一関市地域福祉計画(概要版)を市内全戸に配布するとともに、市広報(令和3年5月号)や市ホームページに掲載して市民への周知に努めた。 ■ 第2期一関市地域福祉計画書を図書館、市民センターに配架するとともに、市内の高等学校に送付した。 ■ 民生委員に対して、令和3年8月民児協定例会で、令和2年度中に保健福祉部で策定した4計画及び第8期介護保険事業計画の概要を説明し周知に努めた。 ■ 一関西部ケアマネスキルアップ研修会(9/16WEB開催)において、令和2年度中に保健福祉部で策定した4計画及び第8期介護保険事業計画を説明し、ケアマネへの周知に努めた。 ■ 令和3年3月に策定した一関市高齢者福祉計画を市ホームページに掲載し、周知を行っている。</p> <p>【福祉課】 ■ 就労継続支援事業所による製品の販売や、各施設が開催するイベント等により、市民との交流を図る計画であった。 ※新型コロナ感染症蔓延防止の観点から、福祉まつりが中止となり実績なし</p>	<p>【福祉課】 ■ ハートフルショップの開催(毎週火曜木曜に市役所ロビーにて) ■ 一関市福祉まつり</p>	<p>【福祉課】 ■ 就労継続支援事業所による製品の販売や、各施設が開催するイベント等により、市民との交流を図る計画。</p> <p>【長寿社会課】 ■ 地域福祉の取組について、市や社協の広報、ホームページ等で広く周知する。</p>	<p>【福祉課】 ■ ハートフルショップの開催(毎週火曜木曜に市役所ロビーにて) ■ 一関市福祉まつり</p>	
	(3) 地域福祉を担う人材の育成と次世代の参加促進	① 生活課題の発見や課題解決など、地域福祉活動や地域づくり活動への参加を通じ、意欲を持つ人の発掘と育成に努めます。 ② 様々な世代の参加を促進するため、世代間交流に参加しやすい環境づくりを支援します。 ③ 学校と地域や関係団体が結びつき、社会全体で子どもを育む環境を整えることにより、若い世代が参加しやすい交流機会の創出を支援します。	市民 福祉事業者 社協 行政	① 自治会など地域で行われる行事等を、メールやSNS、広報紙などで情報発信します。 ② 若者をはじめとする各年代に応じた役割を設けるなど、世代間交流を進めます。 ① 専門的な人材の派遣、情報提供を行い、地域福祉を担う人材の育成に協力します。 ② ボランティア活動に関する情報を提供するとともに、積極的な受け入れを推進します。 ① 地域福祉コーディネーターが、地域行事等への参加を通じた困りごとの発見や相談対応、関係機関とのコーディネート役を担います。 ② ボランティアセンターやシニア活動プラザでの活動を通じ、人材の発掘・育成に努めます。 ① 地域づくり、生涯学習等の各分野と連携し、講座等への参加を呼びかけます。 ② シニア活動プラザの活用や関係機関の連携により、高齢者の社会参加を促進します。 ③ 社会福祉協議会や学校・老人クラブ連合会等と連携し、世代間交流を促進します。	<p>【学校教育課】 ■ 「総合的な学習の時間」及び「学級活動」等において、各校教育課程に「障がいのある者との交流」「高齢者との交流」「福祉施設への訪問」「保育体験」等の活動を位置付け、計画。 ※新型コロナ感染症対策のため、高齢者施設や障がい者施設、保育施設等の訪問が制限されたため、多くの学校で実施を見送り。</p> <p>【長寿社会課】 ■ 市社会福祉協議会に委託し、シニア活動プラザで人材育成に関する講座等を開催した。 老人クラブへの活動補助金を交付し、地域内子ども達の見守りや世代間交流を推進した。</p>	<p>【長寿社会課】 ・シニア活動プラザ運営事業費 ・老人クラブ活動費補助金</p>	<p>【学校教育課】 ■ 「総合的な学習の時間」及び「学級活動」等において、各校教育課程に「障がいのある者との交流」「高齢者との交流」「福祉施設への訪問」「保育体験」等の活動を位置付け、計画。</p> <p>【長寿社会課】 ■ シニア活動プラザにおける人材育成に関する講座等の開催のほか、老人クラブへの活動補助金を交付し、地域内子ども達の見守りや世代間交流を推進する。</p>		

第2期一関市地域福祉計画(計画期間:令和3年度～7年度) 行政区分の実施状況

基本理念：誰もが支えあい みんなが安心して暮らせるまちづくり

基本目標	施策展開の方針	施策の展開	区分	それぞれの役割	令和3年度実績	令和3年度事業	令和4年度計画	令和4年度事業
2 ともに支え合う地域づくり	ワ(1) ー ク地 域 福 祉 の 担 い 手 の ネ ット	市民 福祉事業者 社協 行政	① 活動内容や目的に応じて地域福祉を推進するため、担い手となる福祉事業所や活動団体間の交流を図り、情報及び社会資源の共有などを促進します。	① 自治会活動及び地域協働体で実施する事業などに積極的に参加します。 ① 積極的に他の事業所、活動団体との交流、情報共有を図り、地域福祉の担い手によるネットワークの構築に努めます。 ① 福祉事業所や地域福祉活動団体、民生委員・児童委員、ボランティアやNPO等による連携・協働の場づくりのほか、社会福祉法人間連携を重視した連携の場づくりを行い、地域の福祉課題やニーズ、社会資源の情報共有を図ります。 ① 社会福祉協議会及び地域協働体と連携し、地域の情報の共有や課題解決のため、担い手となる福祉事業所や地域福祉活動団体間のネットワークづくりを支援します。	【まちづくり推進課】 ■地域協働体の構成員として地域の民生児童委員や保健推進委員に参画いただくことで、地域内で情報の共有を図ることができています。		【まちづくり推進課】 ■地域協働体の構成員として地域の民生児童委員や保健推進委員に参画いただくことで、地域内で情報の共有と連携を図りながら、地域課題の解決につなげていく。	
(2) 地域とつながり続ける関係づくり	① 高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える障がい者や子どもが地域において自立した生活を送ることができるよう、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う仕組みを目指します。 ② 福祉事業者や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、民間事業所などと連携して、誰もが参加できる居場所づくりを進めるとともに、日常的な「見守り」活動を通じて地域での孤立防止を図ります。	市民 福祉事業者 社協	① 普段からコミュニケーションを深め、あいさつ、声掛け、見守りなどを行います。 ② 地域での自主的な支えあい活動に取り組み、お互いの助け合い、支え合いを推進します。 ① 課題を抱え、孤立しそうな高齢者や障がい者の情報を、行政や関係機関で共有を図ります。 ① 住民が行う孤立を防ぐ見守り活動を支援するため、支え合いマップの作成を支援します。 ② 「ふれあいサロン」や「子ども食堂」など、誰もが参加できる交流の場づくりを支援するため、民生委員・児童委員、民間事業所と連携して、コーディネート役を担います。 ③ 行政や関係機関と協力して、福祉委員、民生委員・児童委員の活動上の課題や役割が共有できるよう話し合いの場づくりを進め、先進地視察や研修、情報提供を行います。 ④ 地域の課題を地域の役員だけ抱えることがないよう、地域福祉コーディネーターが課題解決に向けた相談支援を行うことにより、負担軽減を図ります。 ① 社会福祉協議会と連携し、「ふれあいサロン」や「子ども食堂」など、誰もが気兼ねなく集まれる機会や通いの場づくりを支援します。 ② 社会福祉協議会や市民、福祉事業者や民生委員・児童委員、企業等と連携して「見守り活動」などを推進し、生活上の問題を抱えている人の早期発見に努めます。	【福祉課】 ■市民、社会福祉協議会、福祉事業者や民生委員・児童委員と連携して「見守り活動」などを推進し、生活上の問題を抱えている人の早期発見に努めた。 【まちづくり推進課】 ■地域協働体の構成員として地域の民生児童委員や保健推進委員に参画いただくことで、地域内で情報の共有を図ることができます。 【子育て支援課】 ■市内で新規に「こども食堂」が1か所開設された。子どもの居場所づくり推進事業費を活用し、事業者に対し新規開設に係る経費の一部を補助した。 【長寿社会課】 ■ケアワーカー等の派遣により、介護予防教室等の開催支援のほか、社会福祉協議会と連携し、ふれあいサロンなど誰もが気兼ねなく集まれる機会の充実に努めた。 また、市民、社会福祉協議会、福祉事業者や民生委員・児童委員と連携して「見守り活動」などを推進し、生活上の問題を抱えている人の早期発見に努めている。	【子育て支援課】 子どもの居場所づくり推進事業費	【福祉課】 ■市民、社会福祉協議会、福祉事業者や民生委員・児童委員と連携して「見守り活動」などを推進し、生活上の問題を抱えている人の早期発見に努める。	【子育て支援課】 ■子どもの健やかな成長を地域社会全体で支えていくため、こども食堂をはじめとした子どもの居場所づくりを支援する。子どもの居場所づくり推進事業費補助金によりこども食堂の開設に係る経費に対し補助する。	【子育て支援課】 子どもの居場所づくり推進事業費
(3) 協働による身近な地域の支え合い	① 地域の個性や自然や文化などの資源を生かしながら、地域で実践している自主的な活動を支援し、住民主体の地域づくりの取組を促進します。 ② ひとり暮らし高齢者の増加などにより多様化する福祉課題に対応するため、課題の把握とその解決に向けて、多様な主体の参画による話し合いの場をつくります。 ③ 地域の人たちが子育てへの関心や理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、地域ぐるみでの子育てに関する意識啓発に努めます。	市民 福祉事業者 社協 行政	① 自治会や地域協働体など様々な組織で、地域課題の発見や自ら解決する取組を推進します。 ② 子どもたちが地域において、人との関わり方や社会性等を身につけられるよう、地域の方が率先して子どもたちと関わる気運の醸成に努めます。 ③ 子どもたちが、地域の伝統や文化を学び、世代間交流が図られるような行事や活動の機会を提供します。 ①これまでのノウハウを活用しながら、地域の生活課題の早期発見、早期解決に協力します。 ②新たな地域福祉活動に協力し、施設や人材、技能などの社会資源(サービス)の開発と提供に努めます。 ① 地区福祉活動推進協議会、地域協働体、行政等と協力し、地域の生活課題の共有と解決に向けた取組を行うため、地域福祉コーディネーターと生活支援コーディネーターが連携して話し合いの場づくりを行います。 ② 地域で子育て家庭を支えることができるよう、ファミリー・サポート・センター・や子育てサロンでの活動を展開します。 ① 市民、福祉事業者、社会福祉協議会と連携し、課題の発見と課題解決について話し合う場を市全域につくります。 ② 生活支援コーディネーターが、地域福祉コーディネーターなどの多職種と連携し、各地区の話し合いの場において、地域での互助の仕組みや様々な地域資源を活かした支え合いの地域づくりについて話し合いがされるよう支援します。 ③ 教育・保育施設等における地域行事への積極的な参加や文化伝承活動の取組などを通じ、地域ぐるみでの子育てに関する意識啓発に努めます。 ④ 子育て経験者、高齢者、子育てボランティアなどと子育て関係機関の連携を強化し、市民の子育てへの理解を深め、地域での子育て支援力の向上に努めます。 ⑤ 地域住民が主体となり、就学前の子育て家庭の育児不安の解消や、参加者が互いにふれあい、仲間づくりを行う場である子育てサロンを支援します。	【子育て支援課】 ■児童の預かり等の援助を希望する者と当該援助を行う者との相互援助活動を行なう「ファミリー・サポート・センター事業」を市社会福祉協議会に委託し実施した。 ■教育・保健施設等においては、保育指針に示されている、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わりに気づき、社会とのつながりなどを意識させるようにするため、地域行事や文化伝承活動への参加を計画した。※新型コロナ感染症対策のため、多くの地域行事等が中止となつた。 【子育て支援センター】 ■市社会福祉協議会に委託し「子育てサロン」を開催。子育て中の保護者が身近な場所で気軽に交流できる市民主体の場を設けた。登録団体数 5団体 【長寿社会課】 ■生活支援コーディネーター5名を配置し、各地区民生児童委員協議会、まちづくり協議会、週イチ俱楽部などと連携し、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、困りごとの複雑化・多様化に伴う地域課題の掘り起し、情報の共有を図っている。 【学校教育課】 ■「総合的な学習の時間」及び「学級活動」等において、各校教育課程に「保育体験」「伝統工芸の活動」「地域との交流活動」等の活動を位置付け、計画。※新型コロナ感染症対策のため、高齢者施設や障がい者施設、保育施設等の訪問が制限されたため、多くの学校で実施を見送り。	【子育て支援センター】 子育てサロン事業 【子育て支援課】 ファミリー・サポート・センター事業	【子育て支援課】 ■市社会福祉協議会に委託し「ファミリー・サポート・センター事業」を実施する。 【子育て支援センター】 ■市社会福祉協議会に委託し「子育てサロン」を開催。子育て中の保護者が身近な場所で気軽に交流できる市民主体の場を設ける。 【長寿社会課】 ■生活支援コーディネーター5名を配置し、各地区民生児童委員協議会、まちづくり協議会、週イチ俱楽部などと連携し、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加、困りごとの複雑化・多様化に伴う地域課題の掘り起し、情報の共有を図る。 【学校教育課】 ■「総合的な学習の時間」及び「学級活動」等において、各校教育課程に「保育体験」「伝統工芸の活動」「地域との交流活動」等の活動を位置付け、計画。	【子育て支援センター】 子育てサロン事業 【子育て支援課】 ファミリー・サポート・センター事業	

第2期一関市地域福祉計画(計画期間:令和3年度～7年度) 行政区分の実施状況

基本理念：誰もが支えあい みんなが安心して暮らせるまちづくり

基本目標	施策展開の方 向性	施策の展開	区分	それぞれの役割	令和3年度実績	令和3年度事業	令和4年度計画	令和4年度事業
(4) 社会福祉法人間の連携推進	① 社会福祉法人の創意工夫による「地域における公益的な取組」を推進します。 ② 地域の課題解決に社会福祉法人が共同して対応するため法人間の連携を推進します。	市民 福祉事業者 社協 行政	① 福祉サービスの内容について理解を深めます。 ① 福祉に関する専門的な知識・技能を活かし、地域の実情に即した多様な福祉サービスの提供に取組みます。 ② 社会福祉法人や関係機関との連携や役割分担を図りつつ、「地域における公益的な取組」により、積極的に地域貢献に努めます。 ① 地域と社会福祉法人のつなぎ役として、地域での生活課題を把握し、社会福祉法人へ協力を呼びかけるなど、課題解決に向けた取組を進めます。 ② 「社会福祉法人懇談会」を定期的に開催し、法人間の連携強化を図ります。 ① 社会福祉法人を対象とした会議や研修会を開催して、社会福祉法人の連携を推進する機会を提供します。 ② 社会福祉法人に対して「地域における公益的な取組」の事例を紹介します。 ③ 社会福祉法人と地域の課題の共有を図り、解決に向けた取組を進めます。	【長寿社会課】 ■ 市内の社会福祉法人に、一関市社会福祉協議会が、同協議会ホームページに社会福祉法人の連携強化や情報共有を進めるためのページを開設した旨を周知した。		【長寿社会課】 ■ 地域の福祉課題の解決に向けて、社会福祉法人が共同して取り組んでいくことがますます重要となっていることから、社会福祉法人間相互の連携を推進するため社会福祉法人懇談会を開催する。		
(5) ボランティア・NPOの活動支援	①市民のボランティア活動に対する関心を高めるため、ボランティアセンターの周知や、ボランティア養成講座の開催を通じ、ボランティア登録を推進するなど、あらゆる年代層がボランティア活動に参加する機会の充実に努めます。 ② ボランティニアーズの把握や地域課題の解決に向け、ボランティア団体や福祉活動を行うNPOの育成を支援します。 ③ ボランティアセンターと連携し、ボランティニアーズと活動のコーディネートを推進します。	市民 福祉事業者 社協 行政	① ボランティア体験学習に積極的に参加し、活動への理解を深めます。 ② 様々なボランティア活動に積極的に参加します。 ① ボランティアの受入や体験学習の場を提供します。 ① SNS等を活用してボランティアセンターの活動の周知を図ります。 ② 行政や関係機関と連携し、ボランティア講座を開催します。 ③ 行政や市民活動センターと連携し、ボランティア団体やNPO、福祉活動団体の活動を支援します。 ④ 行政や関係機関と連携し、ボランティニアーズと活動のコーディネートを行います。 ① 社会福祉協議会と連携し、学校、市民センターなどで、ボランティアに関する研修、講座を開催します。 ② 社会福祉協議会と連携し、地域課題等の解決などに対応したボランティアやNPOの育成を支援します。 ③ ボランティニアーズの把握など、ボランティアセンターの運営を支援します。	【まちづくり推進課】 ■ いちのせき市民活動センターの中間支援活動を通じて、NPOの活動を支援した。		【まちづくり推進課】 ■ いちのせき市民活動センターの中間支援活動を通じて、NPOの活動を支援する。		

第2期一関市地域福祉計画(計画期間:令和3年度～7年度) 行政区分の実施状況

基本理念：誰もが支えあい みんなが安心して暮らせるまちづくり

基本目標	施策展開の方 向性	施策の展開	区分	それぞれの役割	令和3年度実績	令和3年度事業	令和4年度計画	令和4年度事業			
3 充実した福祉サービスを提供する仕組みづくり	(1) 相談体制の充実	① 住民が抱える複雑化・複合化する課題を、属性や世代を問わない包括的な相談支援体制により受け止める体制の整備に努めます。 ② 市民の身近な相談者である民生委員・児童委員との連携を推進し、個々の事情に合わせた情報の共有や適切なサービスが提供されるよう努めます。 ③ 各相談窓口の周知を図り、市民にわかりやすい情報提供に努めます。 ④ 民生委員・児童委員が活動しやすい環境をつくるとともに、活動内容の周知を図り、支援が必要な人の情報収集に努めます。 ⑤ 罪を犯した方が自立した生活ができるように、関係機関と連携して、寄り添いながら支援し、再び罪を犯すことがない体制づくりに努めます。	市民 福祉事業者 社協 行政	① 地域の中でコミュニケーションを図り、支援が必要と思われる方に対して、民生委員・児童委員や各相談窓口に相談するよう勧めます。 ② 広く相談を受け、課題解決に向け取り組むとともに、専門外の相談については、関係機関との連携を図ります。 ③ 各相談窓口の連絡会議に参加するなど課題の解決に向けて積極的に役割を果たしていきます。 ④ 複雑化・複合化する相談に対応するため、相談を「丸ごと」受けとめ、適切な支援機関につなげる体制の検討を行います。 ⑤ 行政が進める包括的な支援体制の整備に協力し、属性や世代を問わない相談体制づくりに取り組みます。 ⑥ 電話やメールの相談など多様な方法による相談体制として、誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。 ⑦ 様々な広報ツールを活用して、各年代に合わせた分かりやすい情報提供に努めます。 ⑧ 住民が抱える複雑化・複合化する課題に対して、より実効性のある形でのサービスの向上につながるように、包括的な相談支援体制の構築を推進します。 ⑨ 身近なところでの相談や各種サービスの利用手続きができるよう、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。 ⑩ 地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て支援センター、生活困窮者自立相談支援窓口など各相談窓口の連絡会議を開催し、連携を強化するとともに、相談者の実態に合わせ情報の共有を図ります。 ⑪ 各相談窓口について、広報やホームページなどで積極的に情報発信を行います。 ⑫ 民生委員・児童委員連絡協議会と連携し、民生委員・児童委員の活動内容を広く周知します。 ⑬ 罪を犯した方が自立した生活ができるように、関係機関と連携して、住まい、就労などに寄り添いながら支援し、再び罪を犯すことがないような体制づくりを検討します。	【福祉課】 ■ 一関地区障害者地域自立支援協議会において、研修会や事例検討会を開催し、相談支援者の技術向上や関係機関の連携強化を図った。 また、地域福祉の取組について、市や社協の広報、ホームページなどで広く周知した。 【長寿社会課】 ■ 地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、子育て支援センター、生活困窮者自立相談支援窓口など各相談窓口の連絡会議を開催するなど、連携を強化するとともに、相談者の実態に合わせ情報の共有を図る。また、各相談窓口について、広報紙やホームページなどで複合的な情報発信を行っている。 ■ 重層的支援体制整備事業について理解を深めるため市関係部局、一関地区広域行政組合、一関市社会福祉協議会職員を対象に岩手県重層的支援体制構築アドバイザーを講師に研修会を開催した。(1/19 69人参加) ■ 5/12の「民生委員・児童委員の日」に合わせて、民生委員・児童委員の活動内容を市広報に掲載して市民に周知した。 ■ 市町村再犯防止担当者研修会に参加し、市町村再犯防止推進計画策定までの流れなどを確認し、また県内他市町村の状況を把握した。 【子育て支援課】 ■ 家庭における適正な児童の養育とその福祉の向上を図るために、家庭児童相談室を設置し、支援が必要と思われる家庭に対して専門スタッフが相談等に応じ、関係機関と連携した支援を行った。 【子育て支援センター】 ■ 子育てに関する相談対応を行ったほか、発達に関して支援が必要と思われる児に対しては専門スタッフが相談に応じ、専門支援機関と連携した支援を行った。 発達支援相談者数 延べ137人 ■ 子育て支援センター内に幼児期特別支援コーディネーターを配置し、教育・保育施設等への巡回相談を行ったほか就学相談を実施し、特別な支援を必要とする就学前児童に対しての支援を行った。 巡回相談園数 62園、就学相談者数 延べ94人	【子育て支援課】 家庭児童相談室運営費	【福祉課】 ■ 一関地区障害者地域自立支援協議会において、研修会や事例検討会を開催し、相談支援者の技術向上や関係機関の連携強化を図る。 また、地域福祉の取組について、市や社協の広報、ホームページなどで広く周知する。 【長寿社会課】 ■ 地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター、子育て支援センター、生活困窮者自立相談支援窓口など各相談窓口の連絡会議を開催するなど、連携を強化するとともに、相談者の実態に合わせ情報の共有を図る。また、各相談窓口について、広報紙やホームページなどで複合的な情報発信を行う。 ■ 重層的支援体制整備事業の実施に向け、市関係部署及び関係機関と協議を進める。 ■ 5/12の「民生委員・児童委員の日」に合わせて、民生委員・児童委員の活動内容を市広報に掲載して市民に周知する。 ■ 市町村再犯防止推進計画の策定に向け関係団体などとの研修会を開催する。	【子育て支援課】 家庭児童相談室運営費	【子育て支援センター】 ・発達支援相談事業 ・幼児期特別支援教育推進事業	【子育て支援センター】 ■ 子育てに関する相談対応を行なうほか、発達に関して支援が必要と思われる児に対しては専門スタッフが相談に応じ、専門支援機関と連携した支援を行う。 ■ 子育て支援センター内に幼児期特別支援コーディネーターを配置し、教育・保育施設等への巡回相談を行なうほか就学相談を実施し、特別な支援を必要とする就学前児童に対しての支援を行う。	【子育て支援センター】 ・発達支援相談事業 ・幼児期特別支援教育推進事業
(2) 権利擁護の充実	① 一人ひとりに寄り添いながら解決に導いていく相談体制を強化し、身近な相談の場づくりと、関係機関・団体のネットワークを最大限に活かした福祉サービスの利用促進に努めます。 ② 認知症の人や障がい者等が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を送るために、財産管理や契約などの法律行為への支援も必要であり、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進に向け、周知普及・啓発に努めます。 ③ 高齢者や障がい者、子どもに対する虐待防止に関する啓発に努め、関係機関と連携して虐待の早期発見と防止を推進します。 ④ 権利擁護支援の中核的な役割を担うための地域ネットワークの構築に向けた取組を進めます。	市民 福祉事業者 社協 行政	① 自分の意思をはっきりと伝えられなかったり、様々な手続きを行えない方の情報を関係機関に連絡します。 ② 虐待と思われる事象を見つけたら、迷わず市役所や警察などの関係機関に通報します。 ③ 研修会等に積極的に参加し、権利擁護の理解に努めます。 ④ 関係機関と連携を図り、制度利用の支援に努めます。 ⑤ 日常の活動を通じて、虐待の早期発見に努めます。 ⑥ 高齢者や障がい者など利用者の意思決定を円滑に進むよう努めます。 ⑦ 各相談機関において、判断能力が不十分な方、虐待を受けている方が適切な支援につながるよう、権利擁護支援に取り組みます。 ⑧ 日常生活自立支援事業で期待されている認知症の人や障がい者(児)等の権利擁護に取組み、判断能力が低下された方の成年後見制度への移行を支援します。 ⑨ 行政と連携し、成年後見制度の周知啓発や研修等を行い、制度の理解を進めます。 ⑩ 一関市成年後見制度利用促進計画を基本として、成年後見制度の利用に関する総合支援機関(中核機関)の設置、関係機関・団体とのネットワークの構築を進め、必要な人が適切なタイミングで成年後見制度を利用できる体制の構築に努めます。 ⑪ 市民後見人等の育成について、検討を進めます。 ⑫ 自分だけでは権利擁護事業の利用が難しい方の支援を進めます。 ⑬ 社会福祉協議会等と連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の研修会を開催するなど周知に努めます。 ⑭ 民生委員・児童委員、福祉事業者等との連携強化により、支援を必要としている方の情報共有を図ります。 ⑮ 高齢者や障がい者、子どもに対する虐待については、関係機関と連携しながら迅速に対応し、当該者の安全確保を図ります。	【長寿社会課・福祉課】 ■ 成年後見人の市長申立が必要なケースについて、社会福祉協議会や福祉事業所と連携し取り組んだ。 【福祉課】 ■ 障がい者に対する虐待について、関係機関と連携しながら迅速に対応し、当該者の安全確保を図った。		【長寿社会課・福祉課】 ■ 社会福祉協議会や関係機関と連携し、地域連携ネットワークの構築を検討し、具体的な取り組み体制を検討する。 また、成年後見人の市長申立が必要なケースについて、社会福祉協議会や福祉事業所と連携し取り組む。	【福祉課】 ■ 障がい者に対する虐待について、関係機関と連携しながら迅速に対応し、当該者の安全確保を図る。				

第2期一関市地域福祉計画(計画期間:令和3年度～7年度) 行政区分の実施状況

基本理念：誰もが支えあい みんなが安心して暮らせるまちづくり

基本目標	施策展開の方針	施策の展開	区分	それぞれの役割	令和3年度実績	令和3年度事業	令和4年度計画	令和4年度事業
(3) 保健・医療・福祉・介護などへ各分野の連携推進			市民 福祉事業者 社協 行政	<p>① 高齢者や障がい者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らせる地域づくりのため、保健・医療・福祉・介護等に関するサービスが総合的・継続的に提供できるようネットワークの構築に努め、地域の特性を活かした地域包括ケアシステムの充実を目指します。</p> <p>② 他職種間の連携により、各種サービスが適切に利用でき、一人ひとりが希望する生活を送れるよう、総合的なケアマネジメントの実施を推進します。</p> <p>③ 様々な分野の課題が絡み合うことにより「複雑化」し、また、複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」していることから、各種支援機関等が連携を図り支援を行います。</p>	<p>【健康づくり課】 ■ 医療と介護の連携に関する協議の場を設けたが、研修会等は実施していない。 一関市医療と介護の連携連絡会 連絡会1回(書面開催)</p> <p>① 保健・医療・福祉・介護の関係機関・団体は地域包括ケアシステムの充実に協力します。 ② 他職種との情報交換・連携を強化するとともに、お互いの業務について理解を深めます。 ③ それぞれの事業所が提供している福祉サービスについて、わかりやすい内容で情報発信します。</p> <p>① 多機関・多職種連携を推進するため、会議の開催や研修を通して、チームによる支援をすすめるよう行政と共に取り組みます。 ② 「支え合い」の仕組みについて、地域住民や地域団体と学ぶ機会を増やします。</p> <p>① 保健・医療・福祉・介護などの関係機関・団体と連携して地域包括ケアシステムの充実を目指します。 ② 保健・医療・福祉・介護などの関係機関の連絡会議や研修会の開催を通じて、各分野との連携強化を推進します。 ③ 地域の課題に対応した、総合的なケアマネジメントが提供できるよう、関係機関・団体との連携を推進します。 ④ 関係機関と連携しながら、早期発見、早期療育の場の拡充を進めるとともに、家族の不安や負担の軽減を図るために、相談支援事業の充実に努めます。</p>	<p>【健康づくり課】 ■ 地域医療・介護連携推進事業</p>	<p>【健康づくり課】 ■ 医療と介護の連携に関する協議の場を設け、研修会等を通じて、医療と介護の円滑な連携を深める。 一関市医療と介護の連携連絡会の事業計画 連絡会1回 幹事会3回 研修会1回 ケアカフェ2回 フォーラム1回</p>	<p>【健康づくり課】 ■ 地域医療・介護連携推進事業</p>
(4) 生活困窮者への自立支援			市民 福祉事業者 社協 行政	<p>① 広く相談窓口の周知を行うほか、民生委員・児童委員はじめハローワークなどの関係機関・行政の関係部署が連携し、支援が必要な人の把握に努め、生活が困窮している世帯を適切な相談機関へつなげます。</p> <p>② 生活保護受給世帯や生活困窮者一人ひとりの状況に応じて、就労・家計相談支援など、自立に向けた支援を関係機関と連携し推進します。</p>	<p>【福祉課】 ■ 市社会福祉協議会に委託し「生活困窮者自立支援相談窓口」を設置し、自立に向けた相談支援業務を実施した。また、ホームページやチラシの配布により相談窓口を周知した。 新規相談者数 延べ276人</p> <p>① 支援が必要と思われる方に対し、自立相談支援窓口に相談するよう勧めます。</p> <p>② 行政、関係機関、民生委員・児童委員等と連携し、支援が必要と思われる方の把握と情報共有を図り、適切な相談機関につなげます。</p> <p>③ 自立相談支援窓口を設置し、行政や関係機関とのチーム支援による生活困窮者の自立に向けた支援と、生活困窮者支援を通じた地域づくりを行います。</p> <p>④ 地域住民・団体・企業に食品の提供を呼びかけ、いたいたい食品を生活に困っている方に無償で提供する「食料支援事業」を実施します。</p> <p>① 市が社会福祉協議会に委託し設置している「生活困窮者自立相談支援窓口」について、ホームページや広報、FMあすもなどにより複合的な周知を図るとともに、誰もが気軽に相談できる体制づくりを進めます。</p> <p>② 生活保護担当課及び関係部署、ハローワーク、地域若者サポートステーション、社会福祉協議会などと連携し、生活困窮者からの相談・情報を共有します。</p> <p>③ 複雑化・困難化した課題については、市の関係部署や関係機関等で構成する「支援調整会議」で協議し、自立を支援します。</p> <p>④ 支援制度や生活困窮者への支援事例の紹介により、関係機関との連携を強化するとともに、自立支援に必要な地域づくりを推進します。</p>	<p>【福祉課】 ■ 生活困窮者自立相談支援事業 ■ 家計相談支援事業 ■ 生活保護</p> <p>■ 家計に課題のある生活困窮者に対して、家計の見直しに係る相談や改善に向けた支援を行った。 支援者数 延べ20人</p> <p>■ 本庁福祉課に生活保護面接相談員を配置し生活困窮に係る相談対応にあたったほか、各支所保健福祉課で相談対応にあたり生活困窮者の把握に努めた。 相談者数 延べ436人</p> <p>■ 市社会福祉協議会、福祉課、ハローワークの各関係機関による「支援調整会議」を月1回開催し、複雑化・困難化した相談支援ケースについて、自立に向けた方針を検討した。 支援調整会議 年12回開催</p> <p>■ 本庁福祉課に生活保護自立支援員を配置し、生活保護受給世帯に対して就労機会の確保に向けた支援を行った。 就労者数 21人</p> <p>■ 民生委員や関係機関の研修会で生活保護制度などの説明を行い制度の普及に努めるとともに、関係機関との連携強化を図った。 花泉地域・藤沢地域で計2回開催</p>	<p>【福祉課】 ■ 市社会福祉協議会に委託し「生活困窮者自立支援相談窓口」を設置し、自立に向けた相談支援業務を実施する。また、ホームページやチラシの配布により相談窓口を周知する。</p> <p>■ 市社会福祉協議会に「家計相談支援事業」を委託し、家計に課題のある生活困窮者に対して相談支援を行う。</p> <p>■ 本庁福祉課に生活保護面接相談員を配置し生活困窮に係る相談対応をあたるほか、また、各支所保健福祉課でも相談対応にあたり、生活困窮者の把握に努める。</p> <p>■ 市社会福祉協議会、福祉課、ハローワークの各関係機関による「支援調整会議」を月1回開催し、複雑化・困難化した相談支援ケースについて、自立に向けた方針を検討する。</p> <p>■ 本庁福祉課に生活保護自立支援員を配置し、生活保護受給世帯に対して就労機会の確保に向けた支援を行う。</p> <p>■ 民生委員や関係機関の研修会で生活保護制度などの説明を行い制度の普及に努めるとともに、関係機関との連携強化を図る。</p>	<p>【福祉課】 ■ 生活困窮者自立相談支援事業</p>

第2期一関市地域福祉計画(計画期間:令和3年度～7年度) 行政区分の実施状況

基本理念：誰もが支えあい みんなが安心して暮らせるまちづくり

基本目標	施策展開の方 向性	施策の展開	区分	それぞれの役割	令和3年度実績	令和3年度事業	令和4年度計画	令和4年度事業
(5) 災害時の避難行動要支援者の支援		① 災害時における避難支援が円滑に行われるよう、自主防災組織等と連携した防災学習や防災訓練等の実施を促進し、市民一人ひとりの防災意識の高揚や知識の普及に努めます。 ② 避難行動要支援者と行政区長、民生委員、自主防災組織などの避難支援等関係者とが平常時から連携を密にして、災害時の避難支援体制を構築します。 ③ 災害ボランティアセンターの開設に向け社会福祉協議会との連携を図ります。 ④ 福祉避難所の円滑な設置・運営ができるよう社会福祉法人等との連携強化を図ります。	市民 福祉事業者 社協 行政	<p>① 災害時に支援が必要と思われる方に対して、日頃から声かけを行います。 ② 要支援者一人ひとりに応じた避難支援方法の検討(個別の支援計画の作成)を進めます。 ③ 防災学習会や防災訓練を企画・実施し、防災意識の高揚と知識の普及に努めます。</p> <p>① 福祉避難所の設置に協力するとともに、円滑な運営ができるよう行政や社会福祉協議会と連携を強化します。</p> <p>① 行政と共に、災害時支え合いマップ作成、避難行動要支援者の個別支援計画作成、防災訓練等の実施を支援し、災害時の支え合いの意識の醸成を進めます。 ② 災害時における行政や関係機関との連携方法を事前に共有します。また、災害時は災害ボランティアセンターを開設し、被災者を支援します。</p> <p>① 災害時の避難支援が円滑に行われるよう避難支援を行う関係者への平常時からの名簿提供のあり方などについて検討します。 ② 災害時に支援が必要な方の把握に努め、避難行動要支援者名簿の作成と避難支援等関係者への情報提供を行い、要支援者一人ひとりに応じた避難支援方法の検討(個別の支援計画の作成)を推進します。 ③ 自主防災組織等や要支援者が参加する防災訓練の実施を推進し、防災意識の高揚と地域における支え合い体制の構築を進めるとともに、お互いの理解を深める取組を推進します。 ④ 災害時の被害状況により災害ボランティアセンターの開設を要請します。 ⑤ 災害時における被災者支援や、二次災害の予防を図るために、社会福祉協議会や福祉事業者、岩手県災害派遣福祉チーム等の関係機関との連携を強化します。 ⑥ 福祉避難所の開設や運営を円滑に行うことができるよう災害を想定した訓練を実施します。</p>	<p>【長寿社会課】 ■ 避難行動要支援者名簿の掲載者は、5,165人(R3.11.30現在)で、そのうち、災害時に避難する際に、地域からの支援を希望し、避難支援等関係者に対する個人情報の提供に同意した人は1,615人(31.3%)となっている。 また、避難行動要支援者の具体的な避難支援方法を定めた個別計画の作成状況は、名簿の提供に同意した1,615人のうち687人(42.5%)の方が作成済みとなっている。</p> <p>■ 災害時などに一般の避難所では生活に支障をきたすおそれのある高齢者や障がい者などの要配慮者が福祉施設などで避難生活が送れるように福祉避難所の設置運営に関して市内の社会福祉法人など16法人と協定を締結し30施設を指定している。</p> <p>【消防本部防災課】 ■ 年1回、土砂災害・全国防災訓練に合わせて実施。 藤沢町黄海の二日町自治会自主防災部が、避難所への避難訓練、要配慮者への避難支援訓練、避難所の開設・運営訓練を行なった。 要配慮者への避難支援訓練では民生委員、自主防災組織及び婦人消防協力隊が協力し、避難行動要支援者及びデイサービスゆうゆう利用者の避難所までの避難支援を行った。 参加者 28人(自主防災部及び住民21人、デイサービス職員3人、婦人消防協力隊4人)</p>	<p>【長寿社会課】 ■ 避難行動要支援者名簿の更新作業を進める。</p> <p>■ 避難行動要支援者の迅速な避難支援のため、具体的な避難支援方法を定めた個別計画の作成を推進する。</p> <p>■ 福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している社会福祉法人などとの懇談会や研修会を開催し、顔の見える関係づくりを進めます。</p> <p>■ 社会福祉法人などと新規協定の締結を進める。</p> <p>【消防本部防災課】 ■ 年1回、土砂災害・全国防災訓練に合わせて実施。 東山町長坂の山谷地区自主防災会及び本町地区自主防災会が、避難所への避難訓練、要配慮者への避難支援訓練、避難所の開設・運営訓練を行う。(令和4年6月7日実施済み) 要配慮者への避難支援訓練では、自主防災組織、東山保健センター職員、デイサービス職員、市職員が協力し、デイサービスセンター東山利用者(要配慮者)の避難所への避難支援を行う。 参加者 30人(自主防災組織19人、保健センター職員2人、デイサービス職員6人、市職員3人)</p>	<p>【消防本部防災課】 ■ 年1回、土砂災害・全国防災訓練～避難の声掛け、安全の確認～」</p>	

第2期一関市地域福祉計画(計画期間:令和3年度～7年度) 行政区分の実施状況

基本理念：誰もが支えあい みんなが安心して暮らせるまちづくり

基本目標	施策展開の方 向性	施策の展開	区分	それぞれの役割	令和3年度実績	令和3年度事業	令和4年度計画	令和4年度事業
(6) 社会福祉事業を担う人材の確保・育成		市民 福祉事業者 社協 行政		<p>① 中高生をはじめとする市民に、介護職等の魅力ややりがいなどを発信し、将来の社会福祉事業を担う人材の確保を推進します。</p> <p>② 子どもの頃からの高齢者との触れ合いや、医療や介護の現場を体験する機会を持つなど、医療や介護の仕事を様々な世代に知ってもらい、興味を持つてもらうよう、関係機関と連携し、ワークショップや職場体験、出前講座に取り組みます。</p> <p>③ 医療・介護職の人材確保、育成・定着に向けた支援、就労のきっかけづくりに取り組みます。</p>	<p>【健康づくり課・長寿社会課】 ■ 助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士又は介護福祉士として、将来、市内の医療介護施設等に勤務しようとする人に対し、資格を取得するための修学資金を貸し付けした。 令和3年度貸付者 39人 内訳:助産師1人(1人)、看護師28人(10人)、准看護師3人(1人)、歯科衛生士4人(2人)、介護福祉士3人(0人) ※()内は3年度からの新規貸付者</p> <p>【健康づくり課】 ■ 医師として、将来、市長が指定する市内の医療機関において従事しようとする医学生に対し、修学資金を貸し付けした。 令和3年度貸付者 2人(1人) ※()内は3年度からの新規貸付者</p> <p>【長寿社会課】 ■ 介護職員初任者研修又は実務者研修の修了者であって、現に介護職員として勤務している方に奨励金を交付した 介護職員初任者研修 7件 実務者研修 22件</p> <p>■ シニア世代のほか子育てや在宅介護を終えた主婦(夫)、潜在有資格者など介護に関心のある方を対象に、介護の基礎知識と技術を習得させる介護担い手育成講座を開催 實践介護講座 1回 介護体験セミナー 1回</p> <p>■ 収還義務のある奨学金の貸与を受けて指定養成校等で修学し、介護福祉士等の資格を取得した方が、市内の介護サービス事業所に就職し定着した場合に、奨学金の返還額を補助 交付者 6人</p> <p>■ 無資格者を雇い入れ、働きながら介護職員初任者研修を受講し、介護人材として必要な知識及び技術の習得ができるよう、介護保険施設等の運営法人に委託し、介護職を希望する若者等の育成と地元への定着を図った 委託法人 1法人 育成人数 1人</p> <p>■ 介護福祉士や社会福祉士等の対象とする資格を有する方で、市内の介護事業所等に初めて就職し、今後も継続して就業する意思のある方に対して、就職奨励金を支払い、介護職場への人材定着を図った 交付者数 41人</p> <p>■ 保健所と連携し高校生対象のワークショップを開催し、高齢者・障害者事業所で就労する方との意見交換などを実施した。</p>	<p>【健康づくり課・長寿社会課】 ■ 医療介護従事者修学資金貸付事業</p> <p>【健康づくり課】 ■ 医師修学資金貸付事業</p> <p>【長寿社会課】 ■ 介護職員奨学金補助事業 ■ 介護保険施設等人材育成支援事業 ■ 介護職員就職奨励金事業 ■ 介護職員研修奨励金事業 ■ 介護人材確保事業</p>	<p>【健康づくり課・長寿社会課】 ■ 助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士又は介護福祉士として、将来、市内の医療介護施設等に勤務しようとする人に対し、資格を取得するための修学資金を貸し付けする。 令和4年度貸付者 38人 内訳:助産師2人(1人)、看護師29人(10人)、准看護師4人(3人)、歯科衛生士2人(0人)、介護福祉士1人(0人) ※()内は4年度からの新規貸付者</p> <p>【健康づくり課】 ■ 医師として、将来、市長が指定する市内の医療機関において従事しようとする医学生に対し、修学資金を貸し付けする。 令和4年度貸付者 1人(0人) ※()内は4年度からの新規貸付者</p> <p>【長寿社会課】 ■ 高校生を対象にワークショップを開催し、高齢者・障害者事業所で就労する方との意見交換などを実施する。 また、社会福祉事業の魅力ややりがいを伝えるための市民向け講座や学校等と連携した職場体験、社会福祉施設職員を対象にした各種研修会・交流会を開催する。</p>	<p>【健康づくり課・長寿社会課】 ■ 医療介護従事者修学資金貸付事業</p> <p>【健康づくり課】 ■ 医師修学資金貸付事業</p> <p>【長寿社会課】 ■ 介護職員就職奨励金事業 ■ 介護職員研修奨励金事業 ■ 介護人材確保事業</p>

高校生を対象とした地域福祉ワークショップの今後の展開について

◆ 実施の目的

将来を担う高校生が、地域の一員としての自覚を持ち、地域や人を思いやる心を育みながら自分が暮らす地域、地域福祉の考える機会を持つ。

◆ これまでの取り組み

今まででは、高校生が集まり、都築教授をはじめ東北福祉大学の皆さんとの指導を受けながら、地域における課題を検討し、その解決策を話し合いながら地域福祉への関心を高めてきた。

【これまで話してきたテーマ】

- 地域づくり 見守り 世代間交流

◆ 今後の取り組みの考え方（案）

- ・ これまで話してきた課題とその解決策を活かしながら、実際に地域に出て活動していく方向を目指す。
- ・ 学校、福祉法人の協力を得ながら、地域での実践へ結びつけていく。

例) 地域の福祉法人、事業所との座談会の開催

学校の福祉学習の一つとして障がい者授産施設の販売会への協力 など

【イメージ】

